

市浦村

# 十三・中島遺跡

(発掘調査報告書)



「中島遺跡」出土擦文土器

1984.6.20

青森県北津軽郡市浦村教育委員会

## 序 文

市浦村教育委員会

教育長 柏 谷 秀 一

中島は十三湖北西に位置する面積11ヘクタールの小島であります。遠方より景観するならばなんの変哲のない島ですが、この地域の数千年の史実を最も認知している島といえるのではなかろうか。当村ではこの中島を基点としたブリッジパーク構想を打ち出し、史蹟型観光開発を推進しようとしています。

そこで、工事着手前に発掘調査が法的に必要となり、日本考古学協会々員新谷雄藏氏（五所川原第一中学校長）に発掘を依頼し昭和58年8月に調査を実施しました。

中島遺跡は、かつて昭和30年頃に早稲田大学、桜井清彦教授が豊島勝藏氏（現在当村村史編纂委員長）と共に試掘調査をして土師器の出土を見ています。今回の調査でも土師器の出土を見、2個の復元をすることが出来ました。また、十三湖は津軽安東一族の根拠地として繁栄を極めたことは衆知の事実でありますが、とくに中島は市浦村史資料編（中巻）でも判読できるように、防禦の要地であったとされています。

その遺構の一端が解明されかけるなど、調査を担当された調査員各位の努力により多くの成果が見られたことに衷心より感謝の敬意を表する次第であります。

## 例　　言

1. 本報告書は、青森県北津軽郡市浦村教育委員会が、昭和58年7月22日より同8月4日まで実施した「十三・中島遺跡」発掘調査の記録である。遺跡は、青森県北津軽郡市浦村大字十三字土佐1-80・81番地に所在する。
2. 本遺跡は、昭和28年度に早稲田大学桜井清彦氏が豊島勝藏氏とともに調査され、桜井氏が設定された「東北北部の土師器型式→第一型式」の基礎資料の一部となった土師器が出土した重要な遺跡である。
3. 本遺跡の発掘において、砂質の粒度分析は昭和鑿泉株式会社土質研究所の御好意によった。ここに記して感謝の意を表します。
4. 本報告書のうち論文Ⅰ・「市浦村の遺跡について」は東北学院大学教授加藤孝氏の労作をいただいた。  
ここに記して御礼申しあげる次第である。
5. また、「十三・中島遺跡」にかかる文献史学的論文は、豊島勝藏氏に執筆を依頼した。永年にわたる研究の一端をいただいたことに謝意を表します。
6. 本遺跡の発掘において、「地学」に関する一切は、川村真一が担当総括した。地層断面図等は、後掲した調査員が担当し、図面ごとにその氏名を明記した。
7. 出土土器の復原は、浅木全一が担当し、図面のトレースは菊池由紀子が担当した。また、レベルの移動は、市浦村役場竹谷博則、一戸俊一、石岡和人が担当した。
8. 他の一切は新谷雄蔵が編集執筆したが、桜井清彦、伊東信雄、平山久夫の各氏の助言をいただき、青森県文化課の援助を賜った。ここに記して謝意を表する次第である。
9. 出土遺物は、市浦村教育委員会が保管し、歴史研究の資料として活用する。
10. 図版の必要なものには縮尺を入れてあるが、[参考]とした資料には入れてない。

# 目 次

## 序 文

## 例 言

論文 I ○ 市浦村の遺跡について ..... 東北学院大学教授 加藤 孝	1
論文 II ○ 「十三・中島遺跡」における文献史学的研究とその考察 ..... 郷土史研究家 豊島 勝藏	5
[I] ○ 発掘に至る経過と発掘要項	24
[II] ○ 発掘日誌抄	30
[III] ○ 地形と地学的環境	34
[IV] ○ 出土遺構と遺物	41
[V] ○ 考察	48
[VI] ○ おわりに	66

## ☆参考文献

図 版・実 測 図	表・写真・(スナップ写真)
○ 第 1 図・十三・中島遺跡付近地形図 ..... 11	○ 写 X-1・十三・中島遺跡遠景、標石、発掘隊員 ..... 12
◆ 2 ◆・十三・中島遺跡発掘地点平面図 ..... 26	○ 写 X-2・スナップ・舟で中島へ渡る ..... 13
◆ 3 ◆・トレンチ配置図その 1 ..... 27	○ 写 X-3・各地区的出土地層と出土遺物 ..... 14
◆ 4 ◆・グリット・トレンチ配置図その 2 ..... 28	○ 写 X-4・D-X の層序と遺構・D-10 の出土遺物 ..... 15
◆ 5 ◆ ..... * その 3 ..... 29	• 写 1 • 発掘トレンチの状況 (A 1~A 3, E-D 1) ..... 16
◆ 6 ◆・基本層序図 ..... 30	• 写 2 • 発掘トレンチの状況 (D 1~D 3) ..... 17
◆ 7 ◆・D-1 北壁セクション図 ..... 31	• 写 3 • 発掘トレンチの状況 (D 4~D 8) ..... 18
◆ 8 ◆・D-1 東壁セクション図 ..... 33	• 写 4 • 発掘トレンチの状況 (D 8~D 9, D-X) ..... 19
◆ 9 ◆・D-8 東壁セクション図 ..... 36	• 写 5 • D-X グリット発掘区風景 ..... 20
◆ 10 ◆・D-8 北壁セクション図 ..... 37	• 写 6 • その 1 擦文土器 (長嗣型) ..... 21
◆ 11 ◆・D-X 東壁セクション図 ..... 38	• 写 7 • その 2 擦文土器 (深鉢形) ..... 21
◆ 12 ◆・D-X 南壁セクション図 ..... 38	• 写 8 • 出出土師器片の接合 ..... 22
	• 写 9 • 室壁片 (表探) ..... 23

図 版・実測図	表・写真・(スナップ写真)
○第13図・D-X区、平面図(含造構) ..... 39  ♦14♦・D-11区、造構平面図 ..... 40 その1 ♦15♦・擦文土器実測図(長胴型) ..... 46 その2 ♦16♦・擦文土器実測図(深鉢形) ..... 47  ♦17♦・十三・中島遺跡、その他 出土、土師器・擦文土器 ..... 56	表1    •出土遺物一覧表 ..... 42 ♦2    •杉原莊介土師式土器編年表 ..... 59 ♦3    •氏家和典・桜井清彦土師器編年表 ..... 60 ♦4    •風成砂の総合特性表 ..... 49  [参考I]    •古文献にある中島等の記録抄 ..... 53 [参考II]    •第18図→中島城等の図 ..... 54 [参考III]    •第17図→左同 ..... 56 [参考IV]    •土師器について ..... 55 [参考V]    •土師器の編年と須恵器の年代 ..... 59

## 市浦村の遺跡について

東北学院大学教授  
加藤 孝

昭和53年度刊行の、青森県教育委員会、「青森県遺跡地図」によれば、遺跡番号38,001から38,020まで、地名を冠した遺跡名が記載せられている。

所在地・立地・種別・時代・地目・出土品・出土品の所在地・文献と項目を別ち、今日各県毎に刊行せられている文化庁指導型に従つたものと考えられる。

市浦村遺跡はなお、他の市町村同様に国土地理院発行の、2万5千分の1地形図を活用し、その図面上に、黒色インクを以て、アラビヤ数字を手書きし、遺跡の位置は、円、または不正円、時に椭円で囲み、表示せられているのである。

いったい、津軽諸地域の遺物については、早くより学界に注目せられ、かつて、東北大學が、置かれた法文学部時代、故喜田貞吉博士・古田良一博士が指導せられた奥羽史料調査部に、久原房之助コレクションとして、数多い遺物中、優品の大半は津軽諸地域のものであったのをもってしても理解させられるところである。

さて、市浦村の遺跡の分布地を観察するならば、旧十三湖周辺に、集中的に在ることが認め得られる。現在の十三湖は、岩木川本・支流の沖積作用及び季節風による飛砂が、砂丘を移動せしめ、その範囲を狭め、近世に到つては、藩政府当局による新田開発事業等で、現在の原型が出来ていて、さらに、太平洋戦争後、今日に到るまで、耕地整理、その他で、今日の状態に立ち到つたものと考えられるのである。近年刊行せられている十三湖周辺の町村史に、その間の事情を、裏書きするものがある。

市浦村の遺跡が、十三湖岸に集中的に多いことは、また逆に、十三湖が、北部日本に於ける人文開発に、大変大事な役割りを荷つていた証跡とも考えられるのである。

日本の新石器時代文化人は、すでに舟を所有し、交通の手段として広く活用せられたことは、発掘品にも示され、特に、本場の亀ヶ岡文化遺跡が、水辺に開拓深く、その立地条件を満していることを、遺跡の現状から観察することが可能である。

このことは、ただに新石器時代の遺跡についてのみ言い得ることではなくて、古代、中世の遺跡についても同様なことで、水辺に在る遺跡が、水辺より離れてある遺跡よりも、繁栄の跡を止めていることを以つても伺い得ることであつて、日本列島に永く居住した民族の一つの特性とも考えられるものである。

市浦村の遺跡も、その例にもれず、印鑑で捺した様に、先史時代、歴史時代の諸遺跡が、重複

して、集中的に十三湖岸に散在していることは、充分に前述の条件を満していることに起因するものと考えられるのである。

ところで、従来、十三湖岸の諸遺跡調査は、可成り古くから開始せられているにもかかわらず、遺跡の実態は不明確で、専ら遺物の蒐集に向けられた觀がある。

従って、市浦村内の遺跡の性格については、所謂遺物包含層という考古学上の名称が使用せられ、その遺物を如何に理解するか、または、遺物を通じて考えられる遺跡は、何であらねばならぬのかという理論が行われて来たのである。

遺跡とは本来、住居跡、墓地、生産遺跡、宗教記念物跡等に、つきるのであるが、市浦村の遺跡について、遺物を通じてのみの遺跡論が先行し、それが古文献や、伝承地に結び付けられていたところに、特色があって、近來のように、遺跡、遺物が相俟って、考古学上の論議が展開されるのとは趣きを異にする觀があったのである。

このような觀点から、市浦村の遺跡は今後どのように在らねばならぬかが課題になろうかと考えられる。

市浦村の遺跡には、一部調査済みのもの未調査で所在のみ知られているもの等相混じているが、一部調査済みの遺跡を観察するに『オセドウ貝塚』『ソトメヤチ遺跡』等に伺い得られるように、遺跡の範囲が、広範なことが、先づ挙げられることである。遺跡の範囲の広いことは、かなりの集落跡が、広範囲に在ることで、従って、墓地跡も、数多く含まれることを思わせるのである。現在東京大学理学部人類学科保管の『オセドウ貝塚』の出土品を観察するに、北部日本の先史遺物『円筒式土器』各型式の優品があって、今日、北部日本の諸遺跡及び北海道諸地域出土の『円筒式土器』文化研究の標準となっていることを指摘することが出来るのである。

近頃の埋蔵文化財報告などに、『オセドウ貝塚』の名前は挙げられていないけれども報告者の整理方法や分類等を観察すると『オセドウ貝塚』で示された遺物の整理方法から、極言すれば、一歩も踏み出されていないと称しても過言ではないと考えられる。

この点『オセドウ貝塚』は、学史的にみても、遺跡自体から見ても、北部日本の考古学上、標準になる、大切な遺跡であると考えられるのである。

次に、『ソトメヤチ遺跡』であって、現在、一部分の調査が進み、その分の報告が立派に刊行せられている。遺物は、市浦村教委に保管せられている。

遺跡自体は、低地砂丘上に立地し、所謂水辺である。他方『オセドウ貝塚』は20メートル代の段丘上に立地している。前者が時期的には、縄文式文化時代後期末から晩期一般を含むのに対して、後者は、縄文式文化時代前期、中期の各期に涉っている。言葉をかえていうならば、前者は亀ヶ岡式文化期の大半を占めるのに対して、後者は、円筒式土器文化の全型式を具有しているのである。

時代的には、先史時代の人文は、「オセドウ貝塚」に見られる円筒式土器文化としてまず開発せられ、次に「ソトメヤチ」遺跡に見られる、亀ヶ岡文化で、完成せられることになる。

次に歴史時代の遺跡については、何んといつても、津軽安東氏の文化であろう。文献によれば、日本海七瀬の一つと称せられた十三湖を中心として、安東氏の本宗は、ここに基盤を置いて、日本海岸はもとより一部は瀬戸内まで、その勢威を誇ったことがあるというのである。勿論、北方は、北海道にも開発の歩武を進めたことは、後に彼等の子孫の大半が北海道に移住してしまったことを以つても、伺い得るところである。

こうしたことは、云うまでもなく、東北諸地域の平泉文化衰滅のことであろうから、歴史的には、鎌倉・室町期ということになるのである。早くから蒐められている考古学上の遺物群の大部分は、その時期のものが、極めて多量であって、遺物の面からも、裏書きするものがあるのである。

現在、十三湖を中心とした、各地域には、そうした遺物を含む遺跡が、段丘上に、砂丘上に、あるいは渓谷傾斜面に、または泥炭上に、さらには、十三湖中の島嶼上に散在するのを認めることが出来るのである。

具体的には、城館跡、港湾跡、神社跡、仏寺跡、墳墓跡、港市跡、聚落跡、生産工房跡、古道跡、航路標式跡、船溜り跡等があり、その他にも、古戦場跡、森林、巨岩、深淵、湖沼低湿地等を含む、わが国中世に於ける遺跡が、総合的に得られる地柄である。

三年の計画で調査を進めている市浦村山王坊跡は、前村長白川先生の御依頼もあって、その一部分の発掘調査を担当した際に、鎌倉末、南北朝期に比定せられる比叡神社の社寺跡が整然とした姿で、一部頃をのぞかせたのである。安東氏にゆかりの深い福井県小浜市国富に所在する羽賀寺は、選地の点では、市浦村山王坊跡に酷似した姿を呈している。そして、その寺が所蔵している藏經の一部に『紺紙銀泥法華經』七冊があって、現在は福井県指定文化財である。

同経は、紺紙に金泥の界線を施し、薄巻に書写せられた折本の形式を持っている。

各巻の見返しには、金泥描線でもって描かれた変相図があり、華やかでしかも謹厳な図柄である。卷一には、変相図に統いて、妙法蓮華經弘伝序、終南軒道宣述なる序文をのせ、卷七の奥書に、特為已身現增福寿当生淨界之願、僧人敬弓蓮經七卷尔泰定2年（中国元、年号1325）6月、日誌、上護軍致仕崔有倫立願なる銀泥の抜文が、記されている。

そして、全巻にわたり、『奉寄附若州国富莊羽賀寺、唐本法華經一部七軸、乘海、応永29年壬寅（1422）年2月 日の朱書與書が残されている。

中世文書 同寺所蔵の「羽賀寺年中行事」に、弘治2年（1556）の条に寄進の事情がわずかに顔をのぞかせている。

経櫃は、合子の体裁を取り、生漆仕上げのヤリカンナけずりのもので、身の底面には、奉寄進

法花妙典箱、奥之坊頼栄作也、文明拾四年(1482)壬寅9月 日の墨書銘、蓋には…泥法華…が残されている。

以上を見るに、現在わが国に遺例の少い『高麗經典』であるが、この運搬には、中世安東氏が、密接に係りのあったことが理解せられる。

したがって、市浦村山王坊跡は、安東氏の本宗に深い係りがあったのであるから、伴出土した陶磁片、金工具破片からも、羽賀寺所蔵のような、外國裝飾経その他を保管していたものと考えられる。

市浦村の遺跡は、そのような意味で、わが国中世史研究並びに、北海道開拓の初期の歴史を見るのに大切な遺跡であって、注意せねばならぬと考えられるのである。

## 「十三・中島遺跡」における文献史学的研究とその考察

豊 島 勝 蔵

### 1. はじめに

新谷氏から与えられた主題について愚見を述べる前に、「中島遺跡」と私との関係について若干触れておきたい。

昭和27年9月、十三湖干拓事業の砂採りに従事していた故奈良留吉氏が要形土器の完形品をわざわざ十三中学校に持参してくれた。これが「中島遺跡」と私とのかかわりを始めた動機である。その点の経緯は「市浦村誌」に詳細に述べたので省略する。

その翌年、早稲田大学の桜井清彦氏の訪問を受け、同氏により八月発掘が開始され、その結果が「考古学雑誌」(昭和29年)に「青森県十三村中島発見の土師器」との題目で紹介されるようになってから「中島遺跡」として世に名を残すことになったのである。

さらに、昭和58年8月、村当局の同遺跡にブリッジパークの施設計画に基づき、取敢えず架橋と歩道の建設地域とにかく一部の事前発掘調査が新谷雄蔵氏によって着手されることになり、土師器・擦文土器出土の外に新事象が発見され、新に同遺跡の有名が宣伝されるようになりつつある。それは第2層(黒土層)と第4層(灰白色中粒砂層)から柱穴状ピットが確認されたことである。

また、この間に発刊された、「市浦村誌資料編」「東日流外三郡誌」(五所川原市飯詰和田喜八郎氏秘蔵文書)によって、十三安東水軍の根拠地が同中島であり、中島館その他の建築物があったことも公表された。

以上、「中島遺跡」と私は多少にかかわらず、幸いにも関係を持って来たことを光栄に存じているものである。

### 2. 「中島遺跡」の文献

さて、同遺跡に関する文献となると、叙上の「東日流外三郡誌」以外では、不敏にして私の目に触れたものはない。おそらく「東日流外三郡誌」が初出であろう。

しかし、この文書は秋田孝季、和田長三郎の両氏が安東氏に関する資料を収集したものなので、各筆者によって矛盾する点もあることは止むを得ないことである。以下に「東日流外三郡誌」(以下「外三郡誌」と略称する)にある当遺跡に関する記事を秋田太郎繼季および藤井伊予守望季の安東氏に関する年表から抜粋する。

記

(+1206)

1. 建永元丙寅年3月、中島築堤成る。

(+1211)

1. 建暦元辛未年、中島十三湊水軍柵を築す。

(+1216)

1. 正和五年辰年3月10日、

東口流外三郡城築選地を了す。

西浜辺の地=十三湊中島、十三湊千貫、唐木坂、カムイ丘、濁流山、浮太刀、越水、語邑、床舞。

(+1230)

1. 元弘元辛未年7月、中島柵成る。

(+1240)

1. 永興元庚辰年8月11日

數丈の大津浪一挙に十三湊及び東口流大里の村落ことごとく呑浪し、死者十万を災滅す。依て十三湊町、福島城及び寺社仏閣流失す。この津浪で十三湊底浅く埋り廃港となる。

(+1240)

1. 永興二辛巳年2月8日

十三湊に再び津浪起る。

1. 同年6月、安東水軍及び商船団を諸国津湊に散在す。

(+1421)

1. 慶永28辛丑年、藤崎出城中島柵、白子柵落城す。

(+1427)

1. 慶永34丁未年11月、中島柵落城

と記録されている。また、年代は不明であるが、参考Ⅱの地図も「外三郡誌」に載せられている。

また、宝治元丁未年(1247)、中島城築城とあり、審議殿、脇渡、船議殿、控殿等の内面図(第4巻「城郭内面図」)が載せられている。

さらに、「十三港中島柵之事」(第21巻)として、次の文がある。

唐崎の船場流砂にて巨船の着船ならず亦盜難の度を重ねる故に湊中島に船橋を築き京船唐船の船宿とせり亦蜘蛛に水車を中島に通ふは湊檢非違使守の許なき者は入る事叶はず鳴波打柵を廻らし密陸せるを防ぎたるや異土船の安心を得て益々その交易に利益せり依て十三西町浜明神之船場いきゝか商通の不便を奏上せる故に船善市日を定めその日の商賈亦大盛なり十三湊豪商家船問屋の面々筆頭は左の如し

越州屋三国惣兵衛 若狭屋小浜甚吉

能登屋七尾作太郎 墓屋河内忠次郎

京屋山城金一郎 南海屋高松源兵衛

築紫屋大隅勝麻 赤間間畠野忠頼

出雲屋坂田与介 佐渡屋柏多次郎

松島屋宮越甚内 鎌倉屋由比藤太

蝦夷屋渡島彦兵衛 韓国屋李 貞金  
唐土屋珍 桃源 南藩屋トマスラヴレオリ

正平6年5月

十三添檢非違使自序 樺澤團右衛門

と、詳細な記述もある。

### 3. 考察

叙上の「外三郡誌」の文献と「中島遺跡」との関係を愚考する段階になったが、確信を持って申し述べることが出来ないことを前以ってことわっておかねばならない。いうなれば素人の考え方として笑覧して戴きたいと思う。

右「外三郡誌」によると、中島に柵を築いたのが建永元年（1206）となっていることは考えられる事である。康平5年（1062）安倍貞任が前9年役で滅亡してから既に145年も経過しているし、貞任の子高星丸が津軽に亡命し藤崎城が落成したのが延久3年（1071）であるから、136年にもなっていることになるので、津軽における安倍氏の基礎が十分確立していたと考られるところである。

また、津軽の「前代歴譜」によってみても、建永元年3月に秀元（藤原秀栄の嫡孫で、福島城2代城主）が将軍実朝から本領安堵の教書を受けたとあり、前書となんら矛盾するものではない。

ただ、正平6年櫻澤團右衛門書記の「十三港中島柵之事」の年代は、「大正」の誤記と思われる。なぜなら、櫻澤團右衛門は、「外三郡誌」では、天正16年（1588）飯積高橋城主朝日左衛門尉藤原行安が大浦為信の攻略で戦死した、その弟だからである。年代をそのように考えれば近世の生國を属号とした同書も許容されることになると思う。

また、同遺跡出土の土器を土師器、擦文土器とみて、その下限に諸説はあるが、十三世紀まで下げるか、中島築城の年代と合致してくる。しかし、これはあくまでも中島に城柵があったとする「外三郡誌」説を否定してのことである。このことは、土師器、擦文土器の出土した第2層黒土層の文化面に求めることができるであろう。

次に、第4層の文化面に対する文献を探索してみることにする。

この第4層灰白色中粒砂層（灰状物質層）は第2層黒土層より約1.16メートルの下層なことから当然第2層よりも古い時代の文化層であると考えねばならない。

日本書紀齊明紀に、

「4年夏4月、阿部の臣（おも）船師180艘を率いて蝦夷を伐つ。鶴田、渟代二郡の蝦夷望み怖れていたが降わんことを乞う。是に於いて軍を勒えて船を鶴田の浦に陳ぬ。鶴田の蝦夷恩荷進みて誓えていわく。『官軍の為めに弓矢を持たず。但し奴等性肉を食うが故に持ちたり。若し官軍の為め

に以って弓矢を儲けたらば、鶴田の浦の神知りなん。清き白らかなる心をもちて朝に仕官らん』  
よ  
仍て恩荷に授けて小乙上を以ってし、渟代・津軽二郡の領を定め、遂に有間浜に於いて、渡  
の嶋蝦夷等を召し聚めて、大饗たまうて帰す。」(原本漢文体、読み下ろすおよび現代かなづかい  
等豊島)

とある文中の「有間浜」の所在が問題として登場してくる。

また、続日本紀養老4年正月廿三日の項に、「渡島津軽の津司從七位上諸君駿男等の六人を靺鞨國に遣して、其の風俗を觀せしむ。」(前同断)

の「津司」の所在地も当然問題外ではない。なお、「外三郡誌」には、比羅夫の有間浜妻応および  
鞠韓國派遣について詳細を極めているが、今中央記録を掲載した。

比羅夫の遠征目的は、朝鮮半島諸国との抗争情勢に備えた水軍の演習を目的としたものであった  
らしく、齊明4年(658)、5年、6年と続いている。天智2年(663)の朝鮮水軍出兵となり、新羅  
と唐との連合軍に戦い白村江の戦で安倍水軍が敗退している。また、もう1つの目的は、北方蝦  
夷との交易も挙げられ、単なる蝦夷征伐ではないとの解釈がなされている(以上新野直吉氏説)。  
蝦夷に対する叙位策、妻応策からも首肯されることで傾注される主張であると思う。

さて、「有間浜」については諸説がある。

#### (1) 清森市附近説

青森市に善知島神社があることから、有間は有間の誤記だとする説。

#### (2) 深浦町呑妻浜説

呑妻と有間と音が似ており、呑妻を有間の転化とみる説で有力であった。

#### (3) 十三附近、小泊附近説

十三附近は鎌倉時代に鳴瀬郡または十三瀬郡であった所で現在では定説となっている。(郡名  
については私説もある)

その理由としては、

(イ) 「エルマ」「アリマ」の語調が類似している点。

(ロ) 比羅夫の巡路上からみた場合。

① 渡島夷、津軽夷の会合に便利である点。

② 鎌倉時代以後の十三辺の繁華の点。

③ 鳴瀬郡明神社(十三往来)があった点。

④ 大河の河口付近にあり、奥地との交通上便利である点。

(ト) 日本海の潮流の関係上からみた場合。

が挙げられている。

ところが、十三附近の「有間浜」の所在は依然として不明とされてきた。政治史的には飛鳥時

代、考古学的には古墳時代に当たることになる。

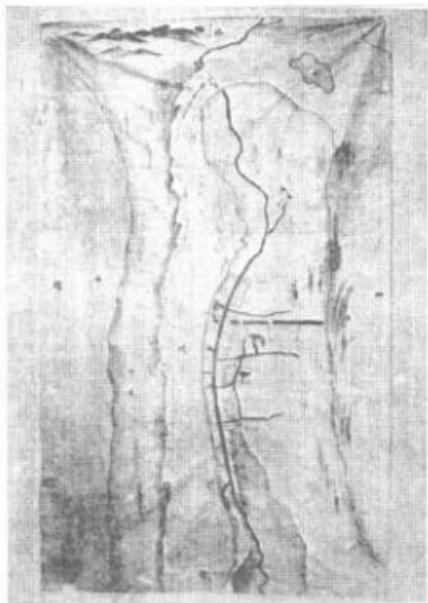
次に、「津司」について略述する。

西田源藏氏が、「津司」の所在について、「不明である。或は十三と云ひ或は小泊と云ふ」と、十三説と小泊説とをほのめかしている。「外三都誌」(市浦村誌資料篇)の「安東年表」には、「渡島東わたりしま日流の津司等に駒飼の様を視さしむ。東日流津司は人訓なり」と、はっきり記っていて、第68入卷「駒飼國往来」には続日本紀の前述記事よりも詳細に記述されている。潟湖を控えた十三瀬は船の安全面からいっても小泊説より有利である。したがって「津司」の所在地を十三瀬に比定することは最も妥当だと思う。

黒滝儀任氏は「北門古史」において、「津司の職は何事を司るのかまだはっきりしていないけれども、船舶の往来を検査し、幕夷の区別を嚴にするものである。云々」と、その意味を述べられている。

養老4年(720)、奈良時代の記事にあるが、これも十三瀬における所在が不明とされてきた。

第4層の文化面を散えて文献に求めるべくすれば、有間浜と津司との所在が比定されて然るべきと思う。そして、そこに何らかの建築物が構築されたものと考えられる。



十三繪圖（天和三年）原圖 縦五尺八寸（津輕伯爵家蔵）

ただ、「水城址」だとすると、比龍夫北航の以後、すなわち「白村江の戦」の後に築かれた防柵があったものと想像されるわけである。

次に、中島遺跡に関する地形的な変遷も一考する必要に迫られる。桜井清彦教授の調査において、中島の北岸に一種の泥岸が見受けられたことが述べられている。しかし教授は中島が陸に接続していたか否かは俄かに断定できないとも記されている。

これは、その当時（昭和28年頃）私が中島および現十三の北岸が、狐原および五月女泡に接続していたとする説に

対する忠告であったのかも知れない。

津軽家の天和三年（1683）の「十三絵図」では完全に中島となっている。「外三郡誌」でも中世時代から中島の存在が地図上に表わされている。しかも、当時の水戸口が中島の西方に口を開けている。天和の絵図面では「渡船」の部分に、「此所ヨリ川瀬迄四拾町余」とあって、水戸口は現明神沼の南にその跡を残している。明神沼の北岸から通路が東に流れて現後潟に抜けた跡も昭和二十七年頃まではっきりと認められた。現前潟は唐川沢を南流した跡であり、その明神沼に注ぐ辺にその名残りをとどめている。旧長谷川水戸もこの唐川を利用したものである。したがって、十三の商家は現在の島方面すなわち、琴湖岳遺跡にあったと見なすのである。

この地形的変遷を私は興国元年（2年説もある）、西紀1340年の大津浪によったものと考えた。おそらく、中島の成立も、前潟と後潟と通ずるようになったのも、この頃と思われる。また、水戸口も狭門南岸に口を開けるようになり、それ以後前潟を船が航行するようになったものと推測されるのである。これはあくまでも素人考案であって、地質学的に証明されるならば、私の考案を改めるに決して躊躇するものではない。

さらに、中島遺跡に対する疑惑を持つとすれば、「十三往来」「十三瀬新城記」にも瀬としての夷船（異船）、京船の出入の殷賑さの証歌はあるものの、中島遺跡の記述がないのが不思議である。故古田良一博士は、「十三瀬新城記」は「十三往来」より古い書物であるとし、興國の大海嘯以前に「十三瀬新城記」を、海嘯以後に「十三往来」をとつていられた。

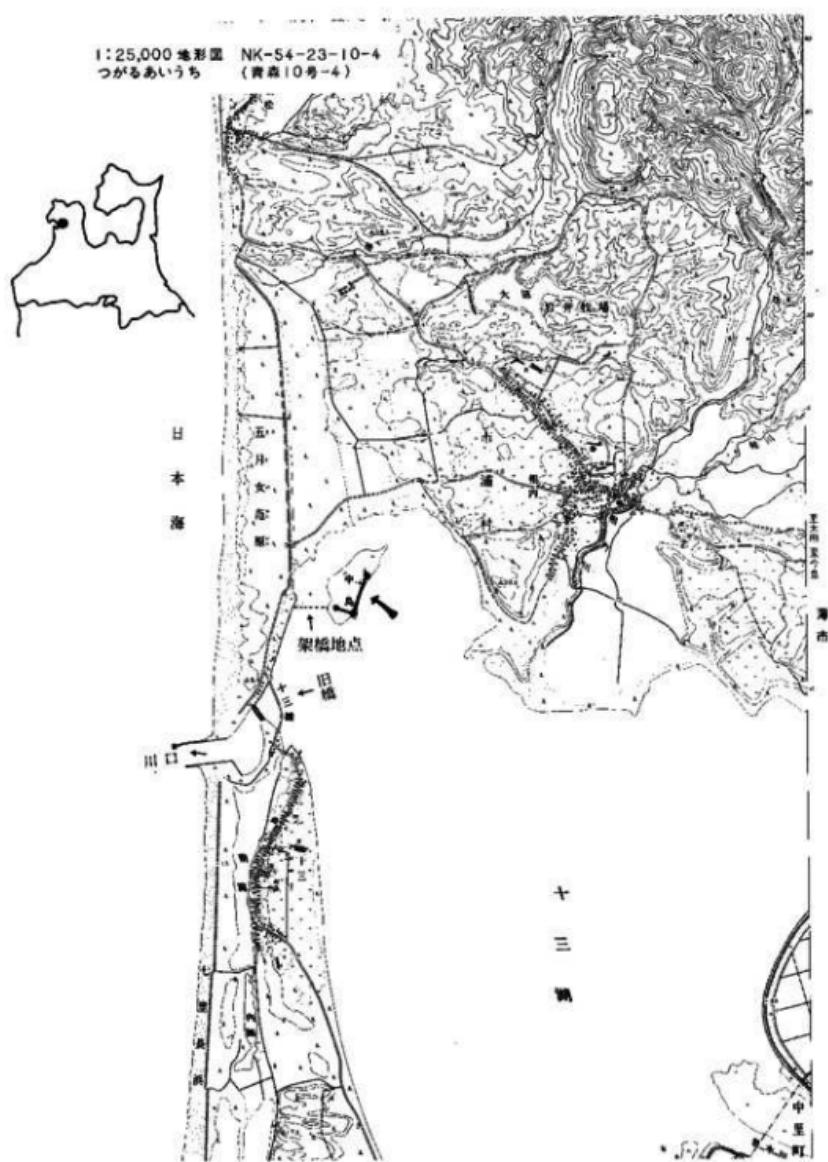
#### 4. むすび

以上、「中島遺跡」に関する古文献と思われる記録を掲げ、あつかましいと思いながらもいささか率直に愚見を述べたが、「中島遺跡」の発掘によって、2層および4層の文化面が現実に往時の遺跡を探究する段階に至ったことをこよなく喜んでいるものです。また、この発掘までは建築物の構築など夢にも考えたことがなく、大いなる驚きを覚えたものである。

今後、ぜひ全体的発掘を持続して、中島の歴史を解明し、「外三郡誌」の裏づけを強く希って欄筆する。

（文責 豊島）

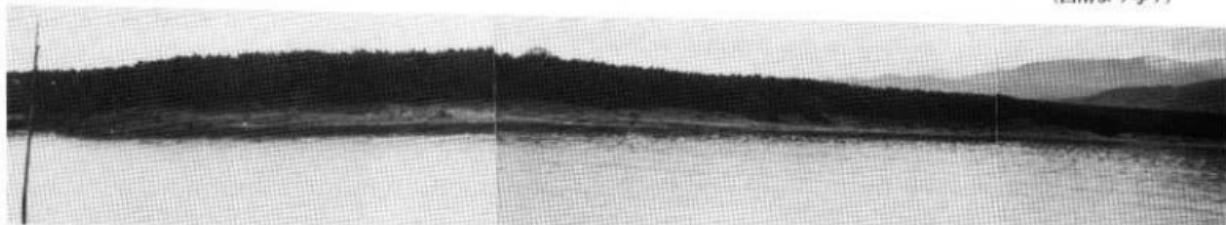
[第1図] → (十三・中島遺跡付近地形図)



〔十三・中島遺跡全景〕 → (西南岸一帯)

写 X-1

(西南より写す)



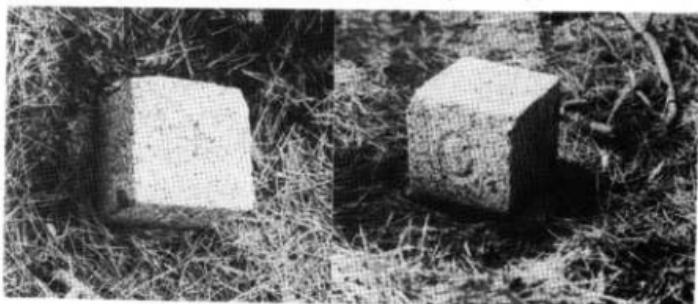
〔D10区〕

(市浦村の発掘参加者記念撮影)



☆註・レベル原点 (2.40 m)

{(中島の最高地点にある標石) 内務省の刻字がある。}



上面

南侧面○と刻印あり。

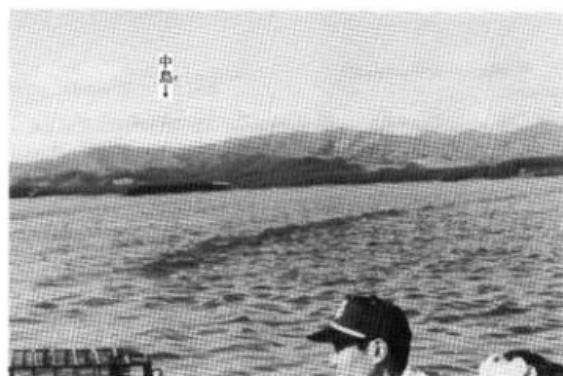
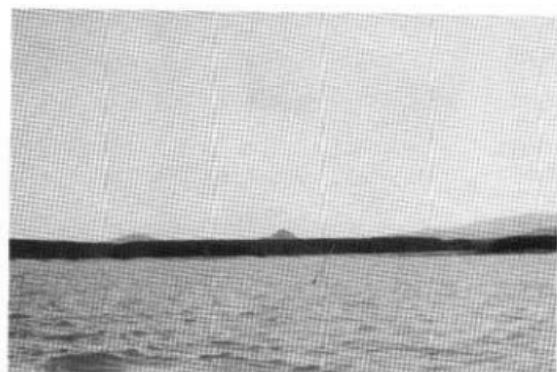
〔船で中島へわたる〕 スナップ

写X-2



(新谷) 発掘担当

↑  
発掘指導の加藤教授  
(東北学院大学)



一(工藤)

市浦村文化財保護指導員

[各地区の地層と出土遺物]

写X-3

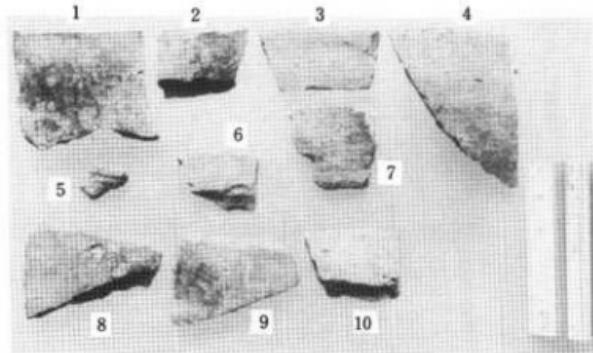
(D 1区Ⅲ層上の出土層)

(南東より写す)



☆出土、土師器片

- 1 = D - 1 - Ⅲ上出土
- 2 = D - 1 - Ⅲ上出土
- 3 = D - 2 - Ⅲ上出土
- 4 = D - 2 - Ⅲ上出土
- 5 = D - 9 - Ⅲ上出土
- 6 = D - 1 - Ⅲ上出土
- 7 = X - 1 - V 出土
- 8 = D - 1 - Ⅲ上出土
- 9 = D - 1 - Ⅲ上出土
- 10 = D - 1 - Ⅲ上出土



[环形]

○(3)(4)(6)

[菱形]

○(1)(2)(5)  
(7)(8)(9)  
(10)



☆D10区の出土遺物。

(但し、D10区Ⅱ層より  
落下し、堆積したもの  
と認められる。)

←第Ⅳ層

(D-Xの地層状況) ーその I



(西方より)

(D-10区遺物出土状況) その I



(西より)

同上ーその 2 (Ⅲ層に柱穴状pit)



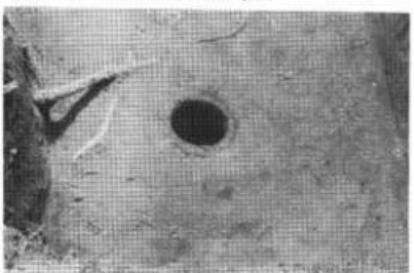
(東方より)

(同上ーその II)



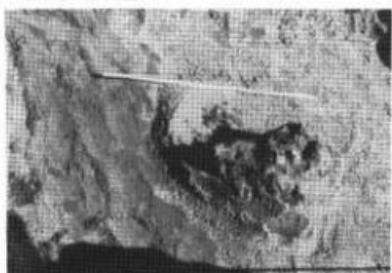
(南より)

(D-X、Ⅳ層下面の柱穴状pit)



(南上方より)

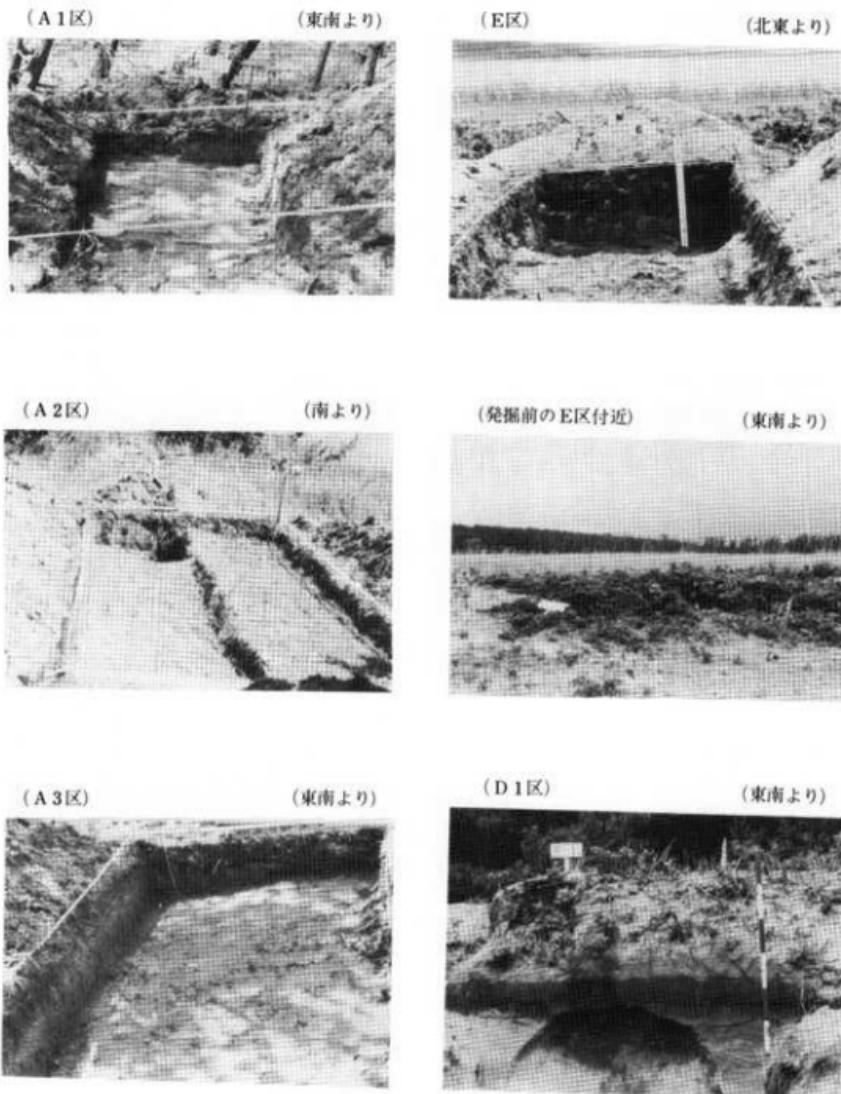
(同上ーその III)



(北方上より)

[発掘トレンチの状況] → (A<sub>1</sub>～A<sub>3</sub>、E、D<sub>1</sub>区)

写1



[発掘トレンチの状況] → (D<sub>1</sub>~D<sub>3</sub>区)

写2

(D 1区)

(東南より)



(D 1区)

(東南より)



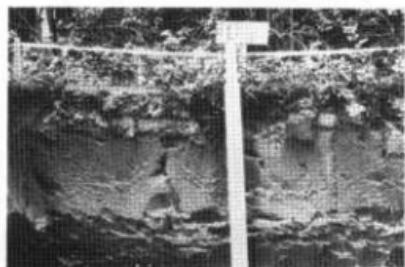
(D 2区)

(東より)



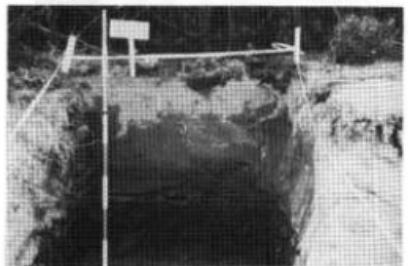
(D 3区)

(東南より)



(D 2区)

(東南より)



[発掘トレンチの状況] → (D<sub>4</sub> ~ D<sub>8</sub> 区)

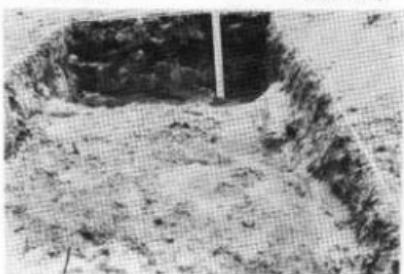
写 3

(D<sub>4</sub> 区)



(南東より)

(D<sub>5</sub> 区)



(南東より)

(D<sub>6</sub> 区)



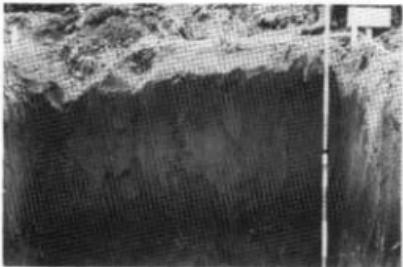
(南東より)

(D<sub>7</sub> 区)



(東方より)

(D<sub>8</sub> 区)



(東方より)

(D<sub>8</sub> 区)

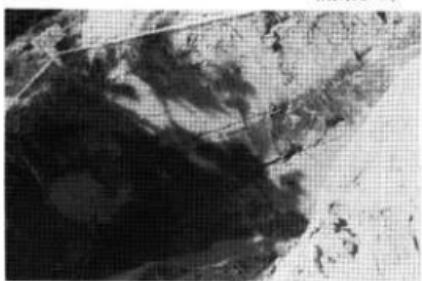


(南東より)

[発掘トレンチ状況] → (D<sub>8</sub> + D<sub>9</sub> + D X区)

写4

(D 8区)



(南東より)

(D 9区-1)



(南東より)

(X 2区)



(東方より)

(D 9区-2)



(南方より)

(X 2区)



(東方より)

(D 9区-3)



(東方より)

1



2



3



4



5



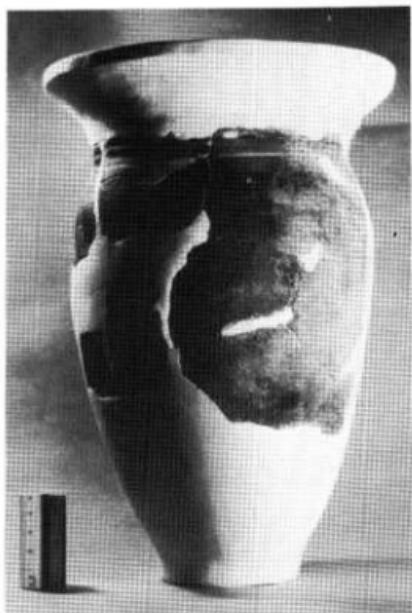
6



〔中島遺跡D-10出土、擦文土器〕その1

写6

(壺形)



復原者浅木全一

〔中島遺跡D-10出土、擦文土器〕その2

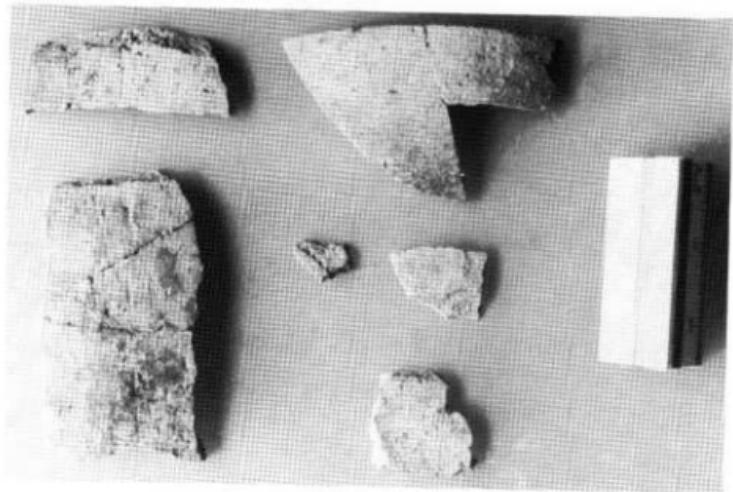
写7

(深鉢形)

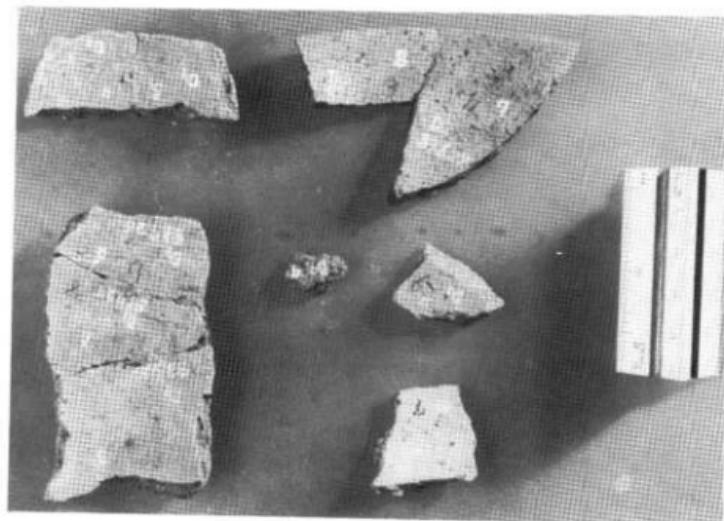


〔出土土師器片の接合〕（写X-3参照）

写8



☆（写X-3-1~10）の土師器片を  
左のように接合できた。

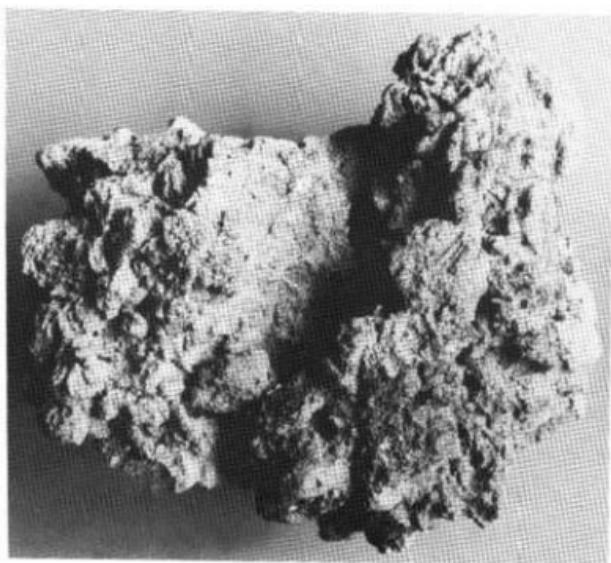
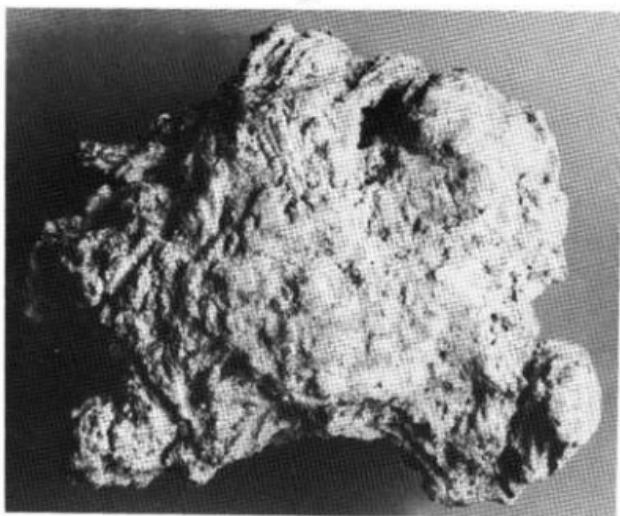


←器内面

〔表面採集〕（第2図参照）

a

写9



a'

## [I] 調査に至る経過と調査要項（第1図）

### (a) 調査に至る経過

市浦村当局では、十三湖東岸に所在する中島へ架橋し、遊歩道や諸施設を設ける計画を持っており、その青写真が完成していたのである。

この十三湖内に所在する中島は、去る昭和28年に早稲田大学の桜井清彦、豊島勝蔵氏が調査された著名な遺跡であることは、周知のことであった。

そのため、架橋予定地・遊歩道予定路線ならびに、施設の設置地点について事前調査の必要があったのである。

昭和58年に、この事前調査を村費で行うことになり、昭和58年7月22日～8月4日にわたって主として架橋予定地・遊歩道予定路線を発掘調査することになったのである。

以下、その調査要項を掲げることにする。

### (b) 調査要項（第2、3、4、5図）

☆調査主体者 ◎市浦村教育委員会

代表 教育長 柏谷秀一

☆主管 ◎市浦村教育委員会事務局

○教育次長 下山時敏

○社教係長 成田義正

○社教主事 石岡芳幸

○社体主事 三浦美智男

#### ○建設課

○課長 竹谷博則

○主事 一戸俊一

タ 石岡和人

◎特別参加 ◎東北学院大学教授 加藤孝

◎北奥文化研究会々長 成山不二夫

◎市浦村史編纂委員長 豊島勝蔵

◎五所川原市飯詫小学校長 浅木全一

☆調査担当者 ○日本考古学協会々員 新谷雄藏

☆調査員（地学担当） ○日本地学教育研究会々員 川村真一

\* （発掘担当） ○北奥文化研究会々員 太田文雄

☆調査員（発掘担当）	○北奥文化研究会々員	小山英治
◆◆	◆◆	桜井有一
◆◆	○青森県文化財保護指導員	工藤明
☆副調査員	○花園大学考古学専攻生	小島英伸
	○五所川原工業高校生	太田竜也

☆発掘参加者

小寺昭直、山内明示、三和克己、三上さつ、岡本イツ、三和ツマ子、角谷ちよめ、三上美喜子、  
山内いつ、久保田洋子、成田フミエ、三和タミエ、猪賀ミツエ、丁子谷アキエ、鳴海チセ、吉  
田トキ  
(順不同)

(C) 発掘期間、面積、発掘法等。

(1) 昭和58年7月22日～8月4日（実働10日）

(2) 発掘面積 ( $\Sigma = 239.5m^2$ )

• A 地区

$$A_1 = 2 \text{ m} \times 10 \text{ m} = 20 \text{ m}^2$$

☆トレンチ法

$$A_2 = 2 \text{ m} \times 4 \text{ m} = 8 \text{ m}^2$$

• D 地区

$$D_1 = 2 \text{ m} \times 5 \text{ m} + 2 \text{ m} \times 3 \text{ m} = 16 \text{ m}^2$$

↑

$$D_2 = 2 \text{ m} \times 7 \text{ m} = 14 \text{ m}^2$$

$$D_3 = 1.5 \text{ m} \times 7 \text{ m} = 10.5 \text{ m}^2$$

$$D_4 = 2 \text{ m} \times 7 \text{ m} = 14 \text{ m}^2$$

☆トレンチ法

$$D_5 = 2 \text{ m} \times 7 \text{ m} = 14 \text{ m}^2$$

$$D_6 = 2 \text{ m} \times 7 \text{ m} = 14 \text{ m}^2$$

$$D_7 = 2 \text{ m} \times 7 \text{ m} = 14 \text{ m}^2$$

$$D_8 = 2 \text{ m} \times 7 \text{ m} = 14 \text{ m}^2$$

$$D_9 = 2 \text{ m} \times 7 \text{ m} = 14 \text{ m}^2$$

$$D_{10} = 4 \text{ m} \times 4 \text{ m} = 16 \text{ m}^2$$

↓

☆グリット法

$$D_{11} = 4 \text{ m} \times 5 \text{ m} = 20 \text{ m}^2$$

☆トレンチ法

$$X_1 = 1 \text{ m} \times 4 \text{ m} = 4 \text{ m}^2$$

$$X_2 = 2 \text{ m} \times 2 \text{ m} = 4 \text{ m}^2$$

↑

☆グリット法

$$DX = (2 \text{ m} \times 2 \text{ m}) + (1.5 \text{ m} \times 2 \text{ m}) + (1 \text{ m} \times 2 \text{ m}) + (1 \text{ m} \times 1 \text{ m}) +$$

$$(2 \text{ m} \times 2 \text{ m}) + (1 \text{ m} \times 2 \text{ m}) + (2 \text{ m} \times 4 \text{ m}) + (1 \text{ m} \times 1 \text{ m})$$

↓

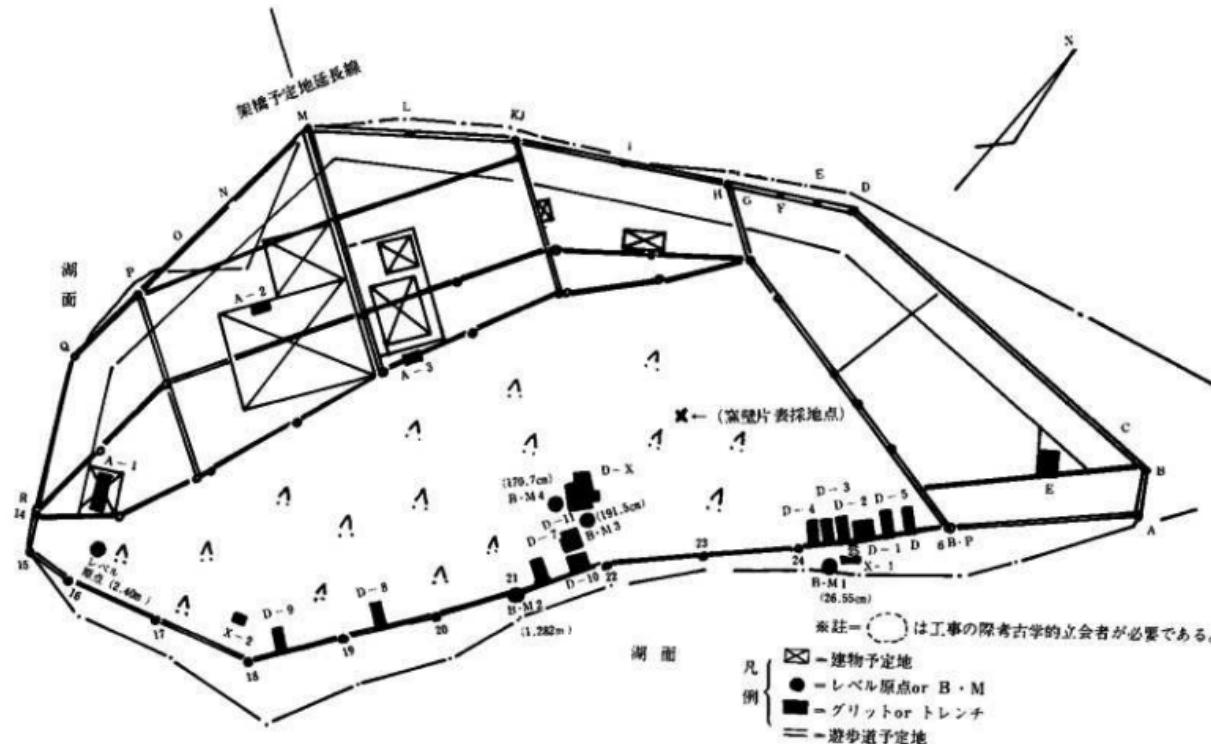
$$= 25 \text{ m}^2$$

☆トレンチ法

$$E = 2 \text{ m} \times 5 \text{ m} = 10 \text{ m}^2$$

〔第2図〕 → (十三・中島遺跡発掘地点平面図)

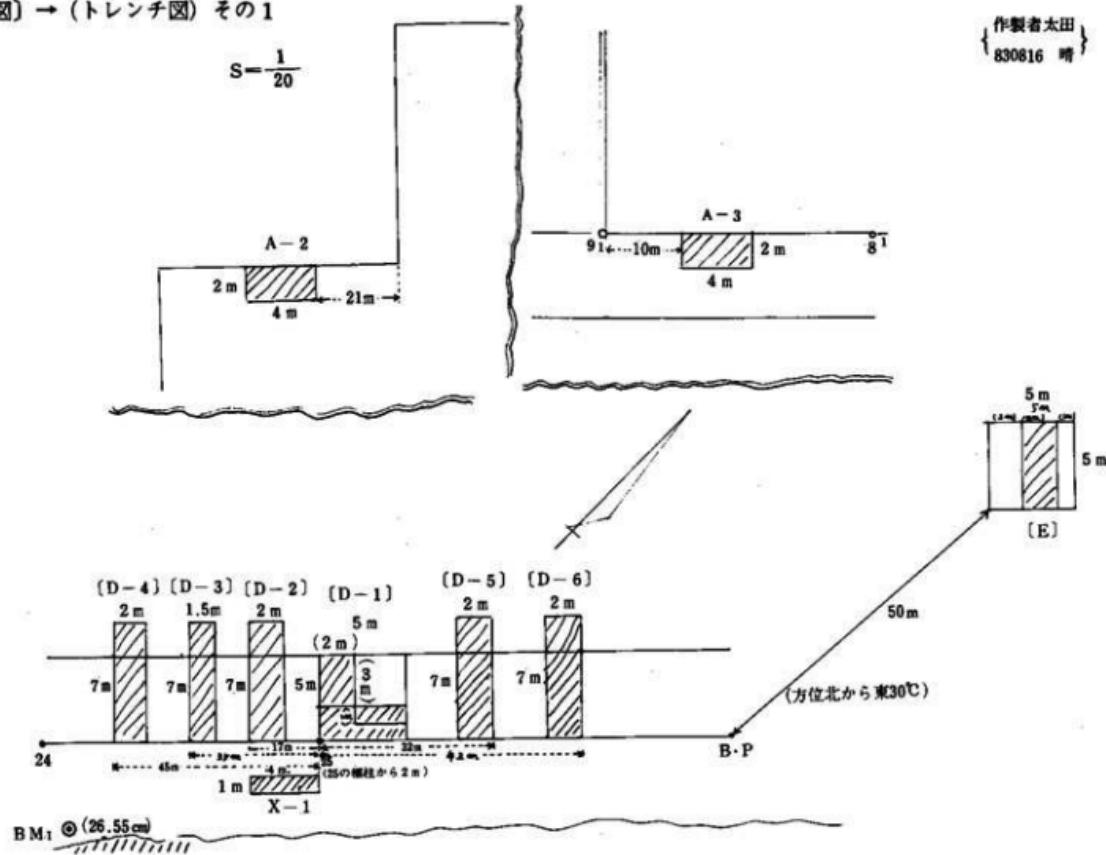
S =  $\frac{1}{2000}$



[第3図] → (トレンチ図) その1

$$S = \frac{1}{20}$$

{作製者太田  
830816 善}

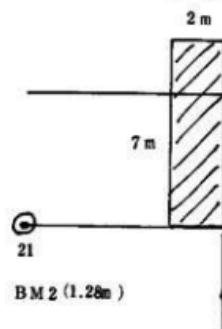


[第4図] → (グリット・トレンチ図) その2

S-16 (組しG・Tのみ)



[D-7]

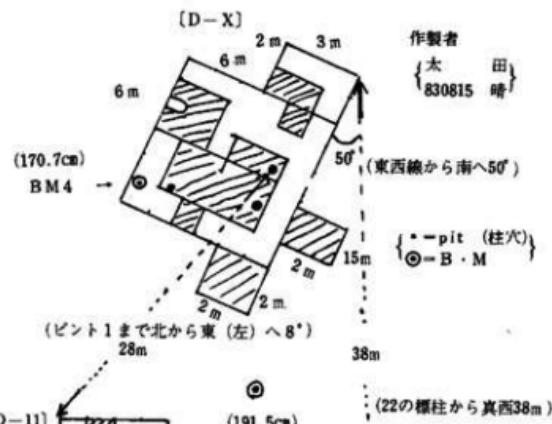


21

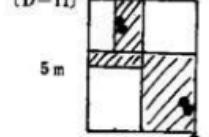
BM 2 (1.28m)

40m

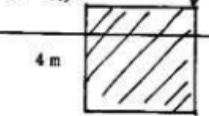
22



[D-11]



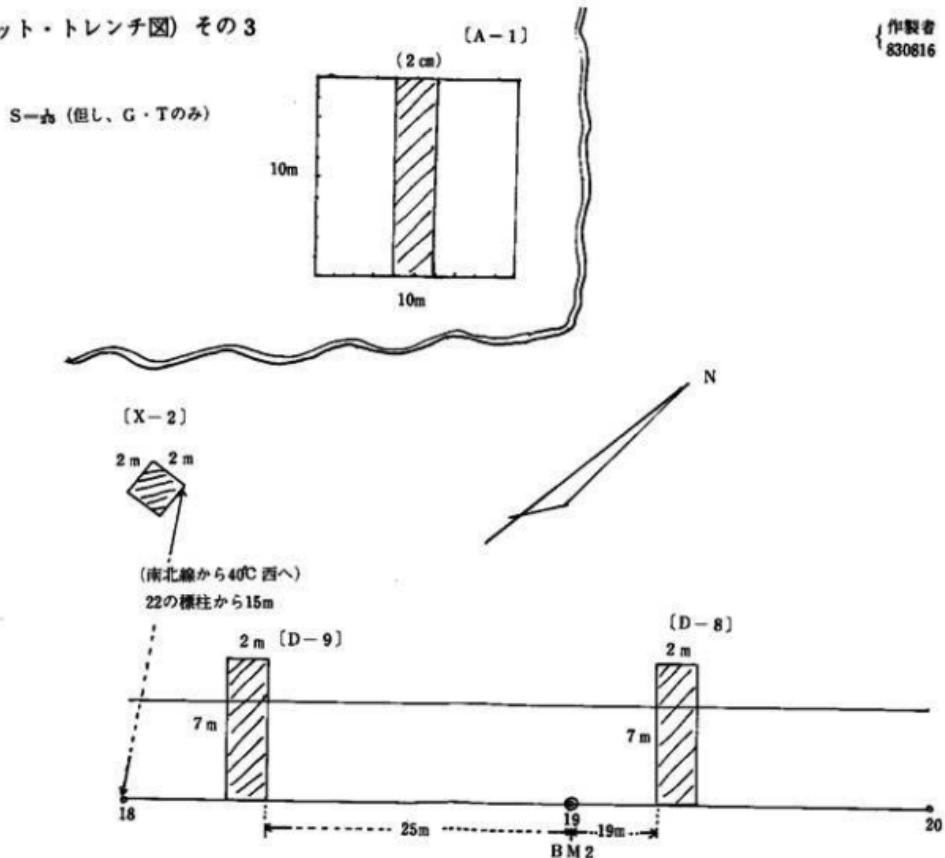
[D-10]



(22の標柱から真西38m)

〔第5図〕 → (グリット・トレンチ図) その3

{作製者 太田晴  
830616}



## [II] 発掘日誌抄

◎ 7月22日（金） 天候曇、風あり波やや高し、午後3:00市浦村教育委員会へ集合、図上で村当局の説明を聞き、発掘の打合わせを行う。調査員小山・太田・川村・新谷の4人参加

図上説明を受けた後、現地へ舟で渡り、細部の打合わせを行う。

◎ 7月26日（火） 天候晴、風波あり、舟の着岸に苦労する。船頭さんが背負って人員を上陸させる。

中島全体を、A・B・C・D・E地区に大きく分ける。すなわち、A地区は、西面する地区、B・C地区は、東面する地区、D地区は、東南に面する地区、E地区は、北東に面する地区とする。

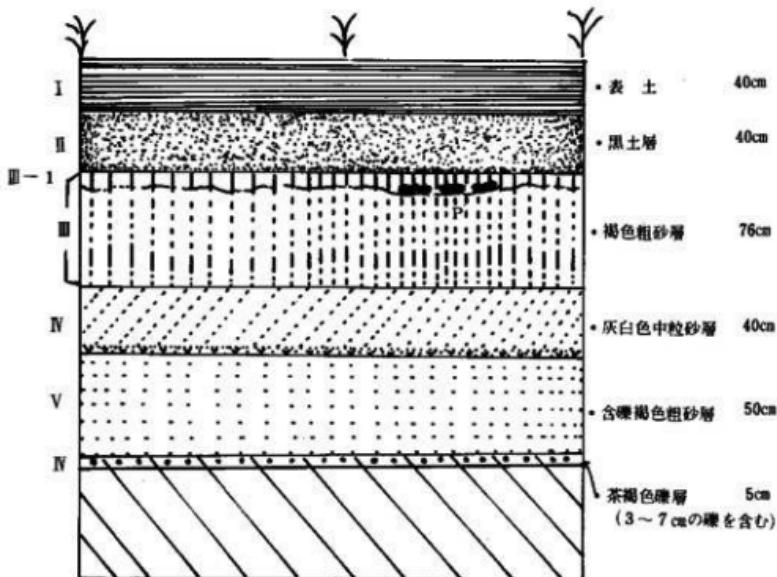
本日は、D地区に、D<sub>1</sub>、D<sub>2</sub>、D<sub>3</sub>、D<sub>4</sub>、トレンチを設定し、ただちに発掘に着手する。トレンチは、南北2m、東西7mとし発掘にかかる。(第2・3図その1)

D<sub>1</sub>、D<sub>3</sub>、D<sub>4</sub>、トレンチに出土遺物は殆んどなく、わずかにD<sub>2</sub>において2片の土師器片のみの出土である。このトレンチは第V層で発掘を終わる。

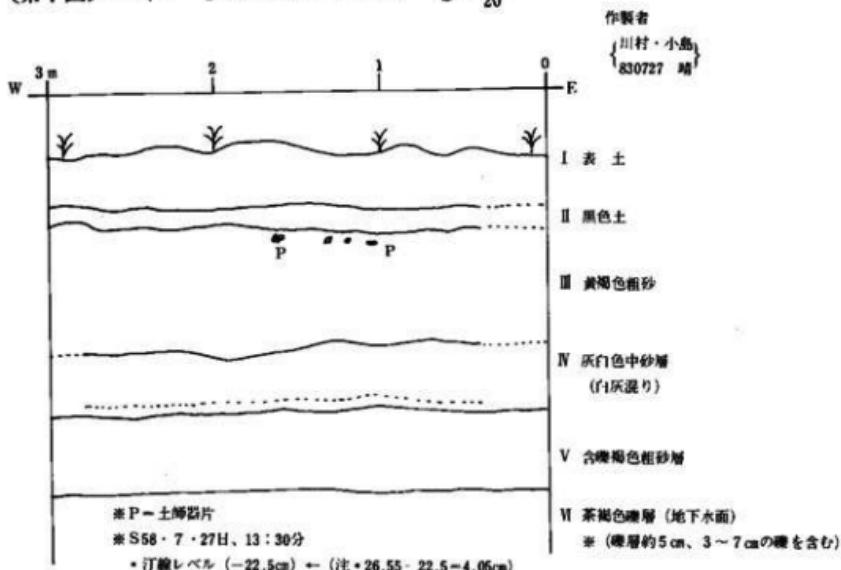
D<sub>1</sub>トレンチ(以後D<sub>1</sub>トレンチをD<sub>1</sub>Tと略記する。以下も同様に略記する。)

D<sub>1</sub>Tにおいて第III層上位に土師器片の包含を認める。(第6・7図)

[第6図] → (基本層序図)



[第7図] → (D-1北壁セクション図) S=1/20



そのため、南北に3m、東西に2m拡張し、L形に発掘をすすめる。

○7月27日(水) 天気晴、風波あり、今日も船頭さんの背を借りて上陸。

今日は、D<sub>1</sub>TのⅢ層以下を掘りすすめることと、D<sub>5</sub>、D<sub>6</sub>、D<sub>7</sub>、D<sub>8</sub>、を設定し発掘をすすめる。

(第3・4・5図)

地層は、砂地のため掘りやすく作業の進行は早い。相変らず遺物の出土はない。

作業は早く、午前中で第Ⅵ層まで掘りあげる。D<sub>1</sub>Tの拡張トレントから、やはり第Ⅲ層上位にあいて、さらに3片の土師器片が出土した。すなわち、D<sub>1</sub>Tから合計6片の土師器片が出土し、D<sub>2</sub>Tからは2片の土師器片(环形)が出土した。これらの出土品は、いずれも第Ⅲ層上位の出土である。

○7月28日(木) 天気曇

本日は、曇ではあるが波がおだやかである。

昨日の午後より本日午前は、調査員川村・小島・太田は、D<sub>1</sub>～D<sub>8</sub>を整理し、セクション図を作成する。特にD<sub>1</sub>Tのセクションを精査し、基本層序図(第6図)を作成する。その後、各層の砂のサンプルを採取し、「粒度分析」の資料とする。セクションの観察では、昭和56年度に調査した「五月女遺跡」の層序とは異なるように観察した。分析の結果を待ちたい。

午後、人夫さん方の半数で、A地区に向う。

すなわち、A<sub>2</sub>、A<sub>3</sub>のトレーナーを架橋地点に設定し発掘にかかる。このA地点では、第Ⅰ層は2~6cmでⅡ・Ⅲ・Ⅳ層は、波に洗われ存在せず、第V層とした赤褐色礫層が姿をあらわしたため約30~40cm掘り下げ発掘を中止した。

#### ◎7月29日(金) 天気快晴

今日は快晴で暑さはあるが浜風は気持ちがよい。本日は、D<sub>9</sub>、X<sub>2</sub>、A<sub>1</sub>、E、X<sub>1</sub>Tの発掘にかかる。X<sub>1</sub>は汀線より約1m離れた地点に設定、水面下の地層を検討するためである。

D<sub>9</sub>は、D<sub>1</sub>~D<sub>4</sub>Tと基本的に層序の変化はない。A<sub>1</sub>は防砂林が密生する北斜面で松根をさけて発掘する。E Tは、A<sub>2</sub>、A<sub>3</sub>Tと同様波に洗われ包含層はないので約50cmで発掘を中止する。X<sub>2</sub>は、中島の高地点である。第Ⅰ層が厚く約2.5mあり、第Ⅱ層が2.5m下から約50cm程堆積している。(写4)

出土遺物は、D<sub>9</sub>のⅡ層に小片か1片(写x-3-5)出土したのみで遺物の出土はない。

#### ◎7月30日(土) 天気曇

昨日で、遊歩道路線(D<sub>1</sub>~D<sub>9</sub>、X<sub>1</sub>~X<sub>2</sub>、E T)および架橋地点の発掘調査は一応終了した。出土遺物は、(写x-3-1~10)の10片のみであった。

また、A・B・C・E地区は、低湿地のため、包含層はない。また工事の際は、約1mの盛土をする予定があるため発掘を中止した。

発掘区を清掃し写真をとり、セクション図を作成し、午前で作業を終了する。

#### ◎8月1日(月) 天気晴

本日より防砂林内(島の南北中心線)の空地の発掘にかかる。すなわち、D<sub>X</sub>~D<sub>11</sub>~D<sub>10</sub>のグリットである。(第2・3図その2)

D<sub>X</sub>Tにおいて、柱穴状pit 3ヶを検出する。(第13図)

また、D<sub>11</sub>Tにおいて、2こ1対の柱穴状pit 2対検出する。(第14図)

このD<sub>11</sub>Tはクボ地となっており再検討が必要である。(完掘せず)

#### ◎8月2日(火) 天気晴

今日もD<sub>X</sub>、D<sub>11</sub>T、D<sub>10</sub>Tを繼續発掘する。

D<sub>X</sub>Tは拡張するもpitの検出はない。D<sub>11</sub>Tは、L形に拡張するも第Ⅱ層で発掘を中止する。心残りである。このD<sub>X</sub>TとD<sub>11</sub>Tは、ぜひ完掘したい。(そのことは考察の項で再び述べたい)

D<sub>10</sub>Tでは、第Ⅳ層上面において土器片の堆積を検出する。

子細に観察すると土器片堆積土の下端に第Ⅱ層と海藻を認める。すなわち第Ⅱ層より崩れ落ちたものと認められる。(写x-3-4)

D<sub>11</sub>TとD<sub>10</sub>Tは段差があり、崩れ落ちて堆積した可能性が強い。(確率は、D<sub>10</sub>Tの第Ⅱ層が二次

堆積した可能性が高い。)

午前で発掘を終了する。この日朝より東北学院大学加藤孝教授、学生一人参加指導を受ける。

○8月3・4日(水) 天気晴

発掘は終了した。埋戻し作業にかかる。心残りなのは、D<sub>X</sub>、D<sub>H</sub>、の発掘である。古文献の記録にある。中世遺構の端緒をつかんだだけで終ったのが残念である。

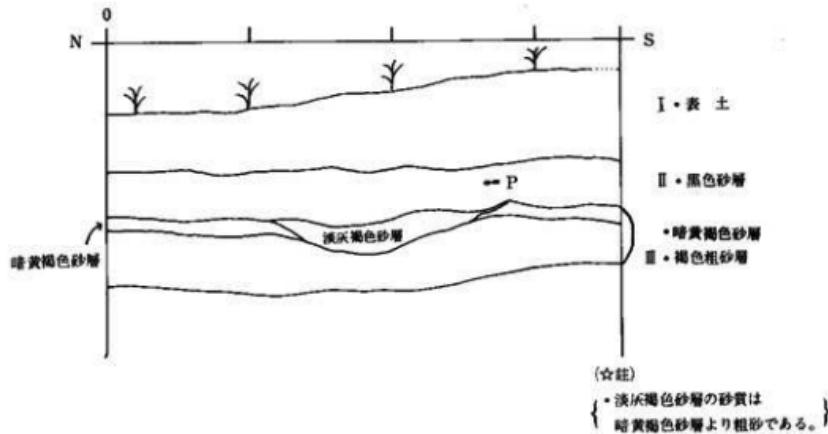
いつか、村当局のはからいで再び発掘できることを切望する。

十三湖の水は、今日も安東水軍の夢を波間に見せている。

(第8図) → (D-1 東壁セクション図)

作製者  
川村・小島  
{ 830726 晴 }

{ B・M1 = 26.55cm }  
水平糸 -218.15cm



### 〔III〕 遺跡周辺の地学的環境

#### 1. 位置・地形

市浦村「中島遺跡」は、津軽十三湖の北西部に位置する小島「中島」に存在する。

十三湖は津軽平野の北端にあり、湖の北西部で浜堤状砂丘間に僅かに通じた水道により日本海と連絡している。

湖の面積はかつて20.8km<sup>2</sup>であったが、干拓の結果現在は約17.7km<sup>2</sup>となった。流入河川の主なもののは岩木川で、他に山田川、薄市川、今泉川、相内川などがある。

湖の深度は最深部で3m、平均水深約1.5mと浅い。外海と通じているので汽水性を示す。

中島は周囲約2.3km、面積約10万平方メートルで、北北東方向に長軸をもつ長楕円形をした小島である。

島の西側一帯は標高1m以下の低平地を形成し、東半部は平均標高1.8mとやや高く、低いながらも砂丘を形成し、松の植林地となっている。最高所は島の南端部で標高2.40mである。なお、湖岸では1.5m～2mの急崖となっている。

東側湖岸の南端と北端では、沿岸流の堆積作用により砂嘴が南方および北方に成長している。

遺跡は東岸の中央部一帯および北部の湖に面した砂丘部分にある。

#### 2. 地質および層序

島の西半部は泥質砂よりなる低湿地帯となっているのに対し、東半部は北西の卓越風による砂の堆積のため、高さ1.8～2.0mの砂丘を形成している。黒土層を被覆する砂は東岸北部一帯は40cm～80cmであるが、東岸南部ほど厚く、2mをこえる。最高所が島の南東端にあるのは、北西風による砂の堆積の結果と考えられる。

東岸のD-1トレーナーで得た基本層序は第6図のとおりである。各層の特徴の概要を次に述べる。なお、D-X地区の層序も同様であるので同地区の特徴についてもふれておく。

- I層（表土） 灰白色の中砂～細砂で厚さは40cmであるが、南部ほど厚くなる。
  - II層（黒色土） 黒褐色の砂土で腐植は殆んど含まない。淘汰のよい細砂が主体である。
  - III層（褐色粗砂層） 粗砂約80%を占め、中に2～3mmの細礫を含む。遺物包含層である。
- D-X地区では下部に10cmの細礫層を含む。
- IV層（灰白色中砂層） 本層を一応中砂層としたが、粗砂分もかなり多い。III層とは色調のほか、細礫を含まないことで区分した。

本層の最下層には厚さ1～2cmの灰状物質と思われるものが混入した層がある。

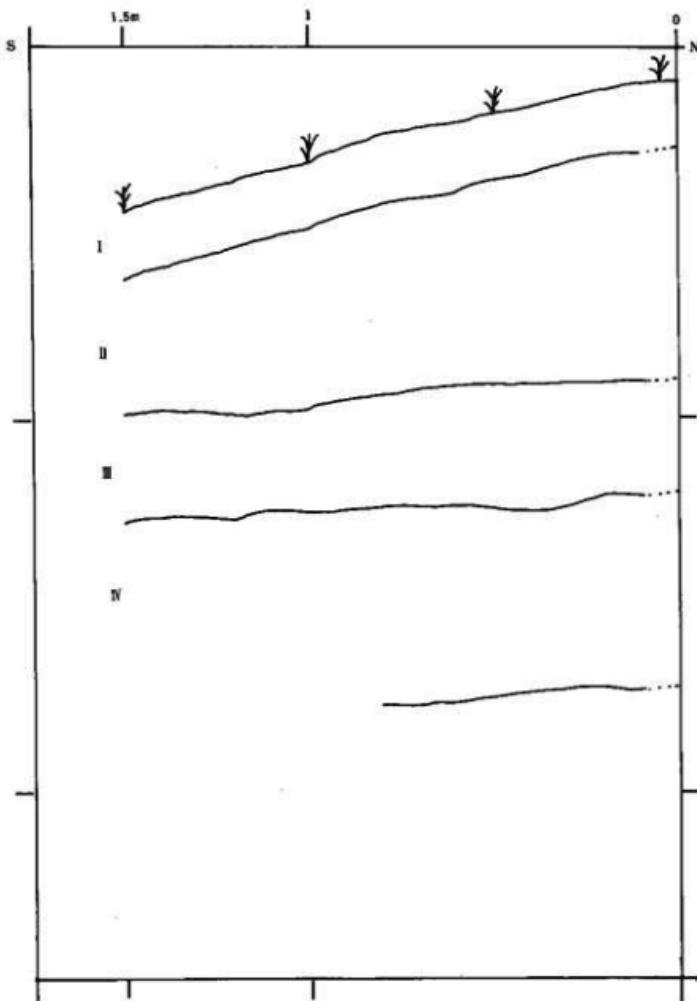
D-X (松林内) 地区では本層は12cmとやや厚い。また、本層の直上には厚さ7cmの暗褐色粗砂層がある。

- V層（含礫褐色粗砂層） 主体は褐色の粗砂で約80%を占める。本層上部には厚さ18~27cmの細礫層を三層状在している。この層以外にも、2mm~5mmの中礫が点在している。
- VI層（赤褐色礫層） 地下水面ないしそれ以深に存在するため赤褐色を呈す。根毛まじりの赤褐色細礫層で、中に3~4mmの中礫まれに4~7cmの礫を含む。

(第9図) → (D-8 東壁セクション図)  $S = \frac{1}{10}$

B・M1 - 26.55 cm  
E・L - 377.55  
水平糸 - 388.55

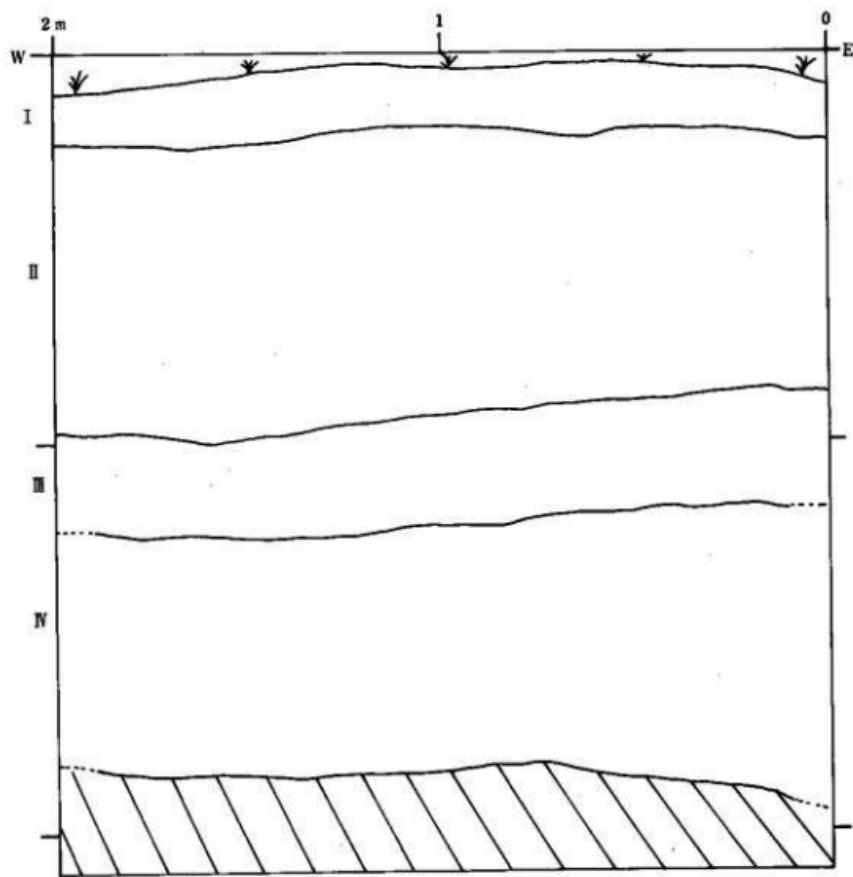
外製者  
{ 小島・新谷 }  
830728 雲



[第10図] → (D-8北壁セクション図)  $S = \frac{1}{10}$

{ B · M - 26.55  
E · L - 377.55  
水平糸 - 388.55 }

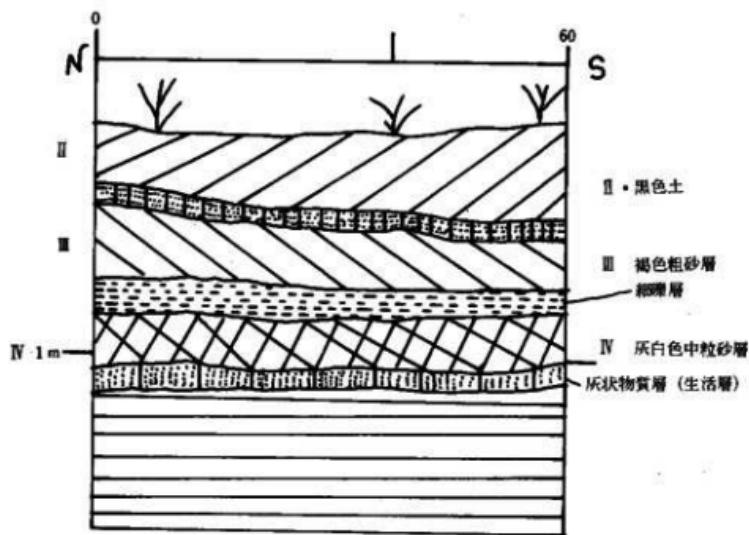
作製者  
(川村・小島)  
830726 雲



[第11図] → (D-X東壁セクション図)  $S = \frac{1}{200}$

{ B・M -191.5 cm }  
 { 水平糸 -141.5 cm }

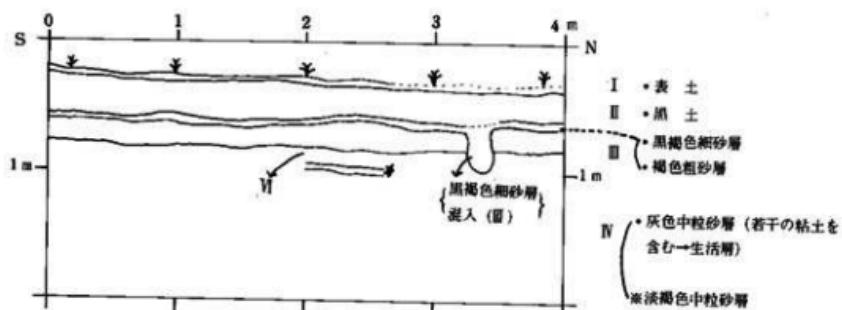
作製者  
 川村・小島  
 { 830802 雲 }



[第12図] → (D-X南壁セクション図)  $S = \frac{1}{200}$

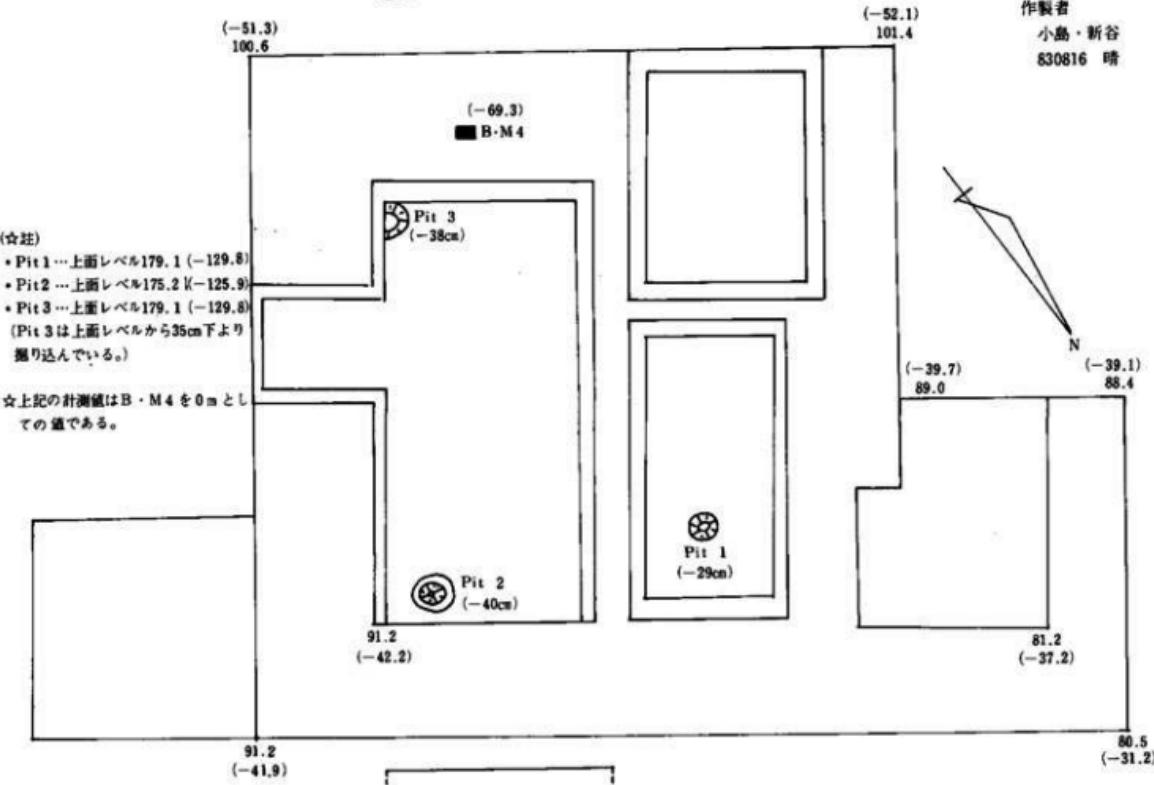
{ B・M -191.5 cm }  
 { 水平糸 -141.5 cm }

作製者  
 川村・小野  
 { 830802 雲 }



[第13図] → (D-X区平面図)

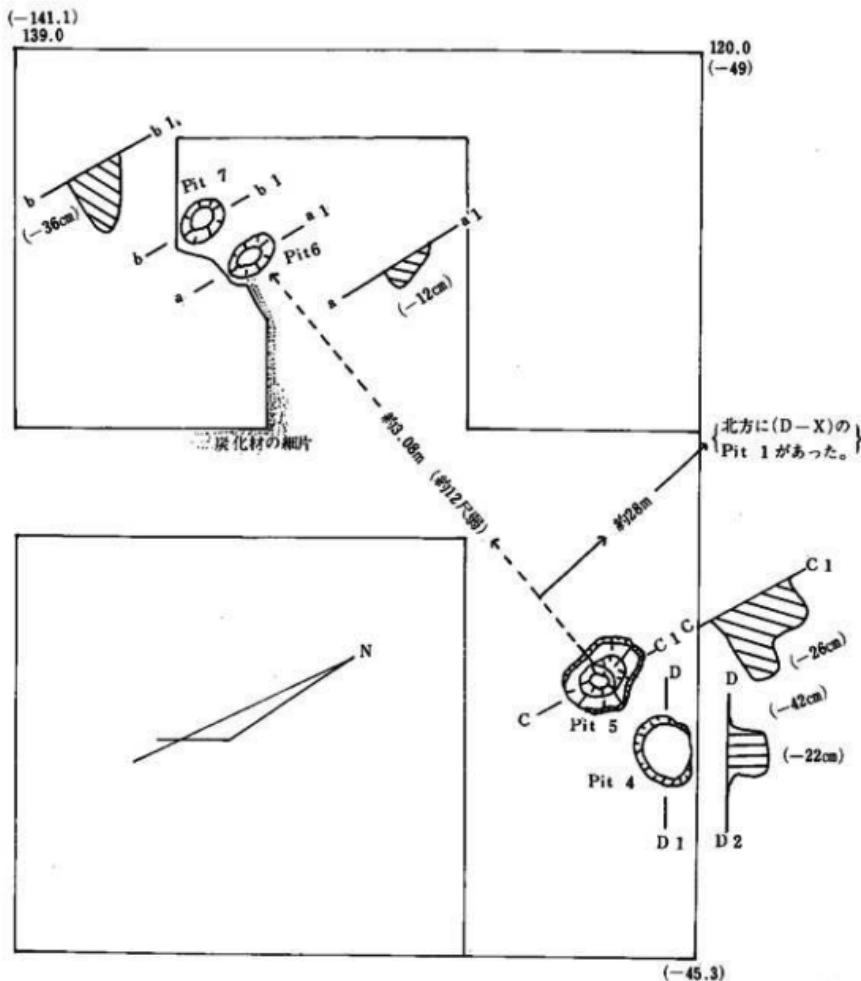
$$S = \frac{1}{300}$$



[第14図] → (D-11区造構平面図) S- $\frac{1}{20}$

作製者  
 太田・小島  
 { 830815 確 }

(註) { B・M3 (191.5cm) を 0m とした }  
 計測数値である。



## [IV] 出土遺構と遺物 (第12・13・14図、写x-4、6・7、実測図第15・16図)

### ★ (1) 出土遺構

○今回の発掘調査において出土した遺構は、第13図に示したとおり、[D-X区]において検出した柱穴状 pit 3ヶ、すなわち、pit 1~3である。

この3ヶの pit のうち、pit 3としたものは、第12図に示したように、第Ⅲ層とした黒土層から第Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ層に掘り込んだものである。

また、pit 1・2としたものは第Ⅳ層下位で検出した生活面と思われる若干の灰状物質が混入した粘質の地層より掘り込んだものである。(第Ⅳ層下位のこの層はD-X地区では約12cmとやや厚い。)

特に、pit 2は、柱穴のまわりに粘土を詰め込んだ痕跡が明確に観察された。

すなわち、[D-X区]においては、遺構として pit 3は第Ⅱ層に、pit 1・2は第Ⅳ層下位に存在し、しかも、この第Ⅳ層下位は、若干の粘土を含み、平面にならされた生活面と判断されるところである。

・また、他に一ヶ所、すなわち、第14図→[D-11区]において、2ヶ所に1対と認められるところの pit 4~7を検出した。

このうち、pit 4・pit 5は、第Ⅱ層とした黒土層下位で検出、また、pit 6・pit 7も同様に第Ⅱ層下位で検出したものである。

この pit 4~7は、東西に一直線に並列しており、かつ pit 5と pit 6との間隔は、3.08m(約12尺弱)である。しかもこの pit 5と pit 6を結ぶ直線は、磁北に対してほぼ直角に交るものと認められ、その交点から北方約28m(第14図・第4図—その2)の延長線上に[D-X]の遺構、すなわち、第4・13図の pit 1・2・3が存在するのである。

このことは、何を意味するのであろうか? 考察の項で再び述べたいと思う。

ここでは、第Ⅱ層と第Ⅳ層下位で遺構を検出したこと、および特に第Ⅳ層下位では灰状物質を含む生活面が把握されたことを述べておきたい。

これらの事実は、文献史学的にも重大な意味をもつものと考える価値があるようと思われる。この点については、考古学的立場、文献史学的立場、さらに地学的視点、その他も加えて考察の項で再び述べることにする。

### ★ (2) 出土遺物 (写x-3・4、第15・16図、写6・7、第2図)

・出土した遺物は、[D-1、-2、-9・X-1区]の4区から出土した土師器片が合計10片、

それに〔D-10区〕より出土した、約120片からなる擦文土器片、および表面採取の窯壁片1点である。

これらの出土遺物を下記に〔表I〕として示すことにする。

〔表I〕出土遺物一覧表

☆(土師器片) (写X-3、写8)

器形 出土区	變形胸部破片 No.	写 No. (写8)	环形口縁部破片等	出土層位
D-1	1・8・9 2 10	写X-3	6	Ⅲ 上
D-2		写X-3	3・4	Ⅲ 上
D-9	5	写X-3		Ⅱ
X-1		写X-3	7	V

☆(擦文土器) (写6・7)

D-10	広口長脚變形土器	写X-4 写6・7 実測図 15・16	深鉢形土器	IV 上
------	----------	------------------------------	-------	------

☆(窯壁片) (写9)

中島北東部中央地點	•ガラス化物 •スサ痕あり	写 9 第2図		表面採集
-----------	------------------	------------	--	------

この〔表I〕に示したように出土遺物は、きわめて少ない数である。以下、(土師器・擦文土器・窯壁片)について述べることにする。

☆土師器片 (写X-3-1~10)

・出土した土師器片は、細片を含めて10片のみの出土であることは、既に述べた。

このうち、(写X-3-1・2・5・8~10)は、いずれも胸部破片で、〔D-2、D-1区〕出土の(写X-3・4・6・7)4片は、环形口縁部破片等である。

◎胴部破片は、〔D-1区〕で5片、〔D-9区〕で細片1片、第2図に示す中島東南部の汀線近くに設定した〔X-1区〕の第V層→赤褐礫層より出土したもの1片である。(写x-3-7)

・これらの胴部破片のうち(写x-3-1・8・9)は、1個体のもので接合できた。また、同様に(写x-3-2・10)も接合できたもので、ともに〔D-1区〕出土で、しかも同一層のものであるから、同一個体の一部であろう。(写8参照)

この(1・8・9、2・10)は、外面は、縦に窪削りされており、内面は、縦方向に整形痕がある。この整形の後横方向に荒い窪状工具によって、ナギが見られるものである。

色調は、外面黄褐色、内面や、赤味のある黄褐色を呈し、胎土、焼成とも最良で、器厚は0.5~0.7cmである。

・また、〔X-1区〕出土の(写x-3-7)は、汀線近くの出土であるので、原位置を保つものは考えられないものであるが、外面は、横方向に窪状工具による整形痕がある。内面は、やはり横方向にロクロ痕を認めるもので、色調は、外面暗赤褐色、内面淡黄褐色で、器厚は、うすく0.3~0.4cmで、胎土に砂粒を含み、焼成は良いがもろいものである。

・〔D-9区〕出土の細片は、1.9×1.0cmの小片のため詳細は不明なるも底部直上のものらしい。

◎环形口縁部破片等は、〔D-2区〕より2片、および环形胴上部破片が1片、〔D-1区〕より出土した。

・このうち、〔D-2区〕出土の(写x-3-3・4)は、ともに口縁部破片で同一個体のものであって接合できたものである。このものは、子細に検討すると、外面には、ロクロ痕が認められ、内面は、口縁下に若干の段を有するもので、回転ロクロによる整形である。胎土には極小の細砂を含み、焼成も最良で、きわめて堅致なものである。色調は、内面・外面とも黄赤褐色を呈し、器厚は、口端部0.25cm、下端0.5cmである。

・さらに〔D-1区〕出土の(写x-3-6)も上記のものと同様の手法・胎土・色調を有するもので、出土した〔D-1・D-2区〕は近接しており、しかも同一層出土であるから同一個体の可能性もあるように思う。

・以上、出土した土師器片10片について述べたが、ロクロ痕等から、「東北北部の土師器型式第二型式に属するものであろう。

つぎに擦文土器2個体について述べることにする。

#### ☆擦文土器 (第2図、写x-3-4、第15、16図、写6・7)

・ここで述べる2個体の土器については、擦文土器とするか、または、土師器の仲間とするかは、研究者によって議論のわかれどころであろうが、筆者は、後述する理由で擦文土器としてこの

項で扱うことにする。

- ・(写x-3・4)は、第II層とした黒土に包含された出土状況を示したものである。この土器を包含する黒土は、第IV層とした灰褐色中粒砂層の上面にのっており、その下端には、海藻等が含まれ、その上面の黒土塊(第II層)の中に約120片の破片で包含して出土した。
- ・これらの破片を復原してみると、第15・16図、および、写6・7に示す2個体の擦文土器に復原できたものである。

したがって、この2個体は、二次堆積であることが明らかである。

以下、広口長胴變形をⒶ、深鉢形をⒷとしてつぎに述べることにする。

#### ☆Ⓐ広口長胴變形土器 (実測図→第15図・写6)

- ◎このものは、実測図一第15図に示すとおり、口径約19.2cm、器高約29.0cm、器厚約0.6~0.8cm、最大幅約16.7cm(図上復原による)のものである。
- ◎施文は、器表面には、口頸部に幅0.75cm~0.35cmの浅く太い平行沈線文が8条めぐり、各条間には、段がつくもので、沈線の幅が最もせまい8条目を境として肩部に達するものである。
- ・肩部の上部には横位の擦痕文が約1.6cmの幅で一周し、(一部は不整に)次に約1~1.3cmの間は縦位(やや右下り)の擦痕文が施文される。

この横走する擦痕文は、9段まで数えたが、以下は不明である。また、縦位の擦痕文は、6段以下は、特に長く施文されており、それ以下は不明である。

つぎに器内面を観察すると、口径部には、やや斜行する擦文が第15図に見るように施文され、肩部下の内面には、幅5mm~1cmの横走する擦痕文が(1条の擦痕文の幅は、0.5mm~0.2mm)帯状に施文され(その帯状の幅は一定でない)5段まで認めることができた。

この横走する5段に施文された帯状横走擦痕文の間に、右下り、やや右下りの帯状斜行擦痕文が4段に施文されているのが認められる。(但し第15図とした実測図は図上復原であるので正確は期し難いことを付記する。)

#### ○器形・胎土、焼成

- ・器形は、口径が大きく開き、肩部上端でしばり、ゆるい弧を描く長胴をもつもので、最大幅は、胴部上半(復原底部より約16~18cm)にあり、約16.7cmと推定される。また底部付近は、不明であるが類例を参考に復原したが約7.2cmぐらいと推計した。

- ・胎土は、微小な砂粒を含み、焼成もよく、堅緻なものである。

また、色調は器外面は、本来は黄褐色なるも、煮沸痕もあり、暗褐色の斑点が部分的にある。さらに器内面は、明黄褐色を呈し、一部に煮沸痕を認めるものである。

☆⑩深鉢形土器 (実測図→第16図・写7)

○この深鉢形土器は、⑧とした広口長胴變形土器とともに[D-10区]の第IV層上面に、黒土(第Ⅱ層)の中から約120片の土器片として出土したもの一部破片を接合・復原したものである。

○計測値を示すと、口径約15cm、器高約16.2cm、底面径6.6cm、最大胴幅は径12.0cmで、胴上位にある。

○つぎに施文について述べると、器外面の口縁直下より肩部に至る口徑部には、幅約2mmの窓状工具で施文されたと考えられる沈線文がめぐっており、とくに3条目が深く施文されている。

この沈線文の間は、⑧と同様、段をなしているものである。

・肩部下には、縱位(やや右下り)の擦痕文が底部上1~1.5cmの部位まで浅く施文されているが、相当期間使用したものらしく縱位の擦痕文は浅く、磨滅している。

・また、器内面には、第16図に示すとおり、横走する帯状擦痕文が、約0.6cm程度の幅をもって4段に施文されており、その間に右下りの帯状擦痕文が2段認められる。さらに弧状の帯状擦痕文も一部に見られるものである。

○器形・胎土・焼成

器形は、広い口径をもっており、⑧と同様の形状である。胴部のカーブも⑧とほぼ同様なカーブを示すもので、⑧を小形にしたものと思われる器形である。胎土も⑧と同様のものと認められ、焼成も良く堅緻である。色調は、外面黒褐色を呈するが、全面に二次的に火を浴びているもので、本来的には、黄褐色を呈したものと思われる。

器内面は、一部分暗褐色を呈するが他の面は、黄褐色である。

底面は平底で赤褐色を呈し無文で砂粒を多く含み粗である。これら⑧⑩の擦文土器について、その型式および年代等については考察の項で述べたい。

☆窯壁片 (写8・第2図)

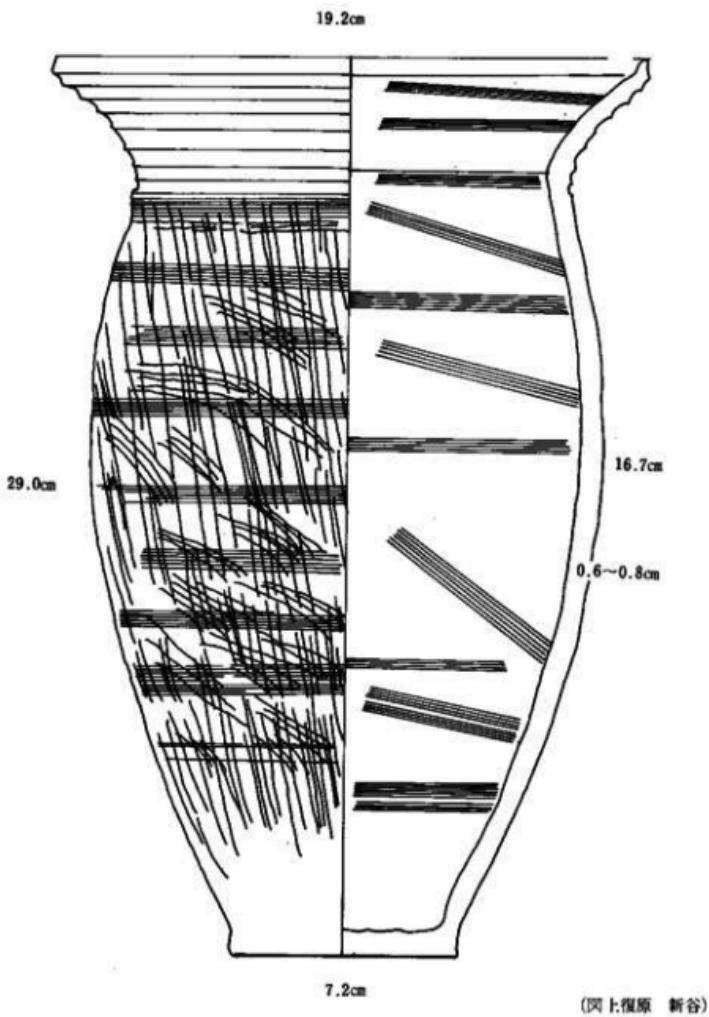
このものは、第2図に示したように、中島東南部中央付近で表探したものである。したがって、この窯壁片としたものは、原位置を保つものとは考えがたいものである。

このものの計測値を示すとつぎのとおりである。

- 
- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1) 重量 765g  | 2) 長軸13.4cm | 3) 短軸 8.3cm |
| 4) 厚さ 7.3cm |             |             |
- 

以上のように計ったが、部位によって異なるので、中央値である。

第15図→〔十三・中島遺跡D-10出土、擦文土器〕(図上復原図) その1

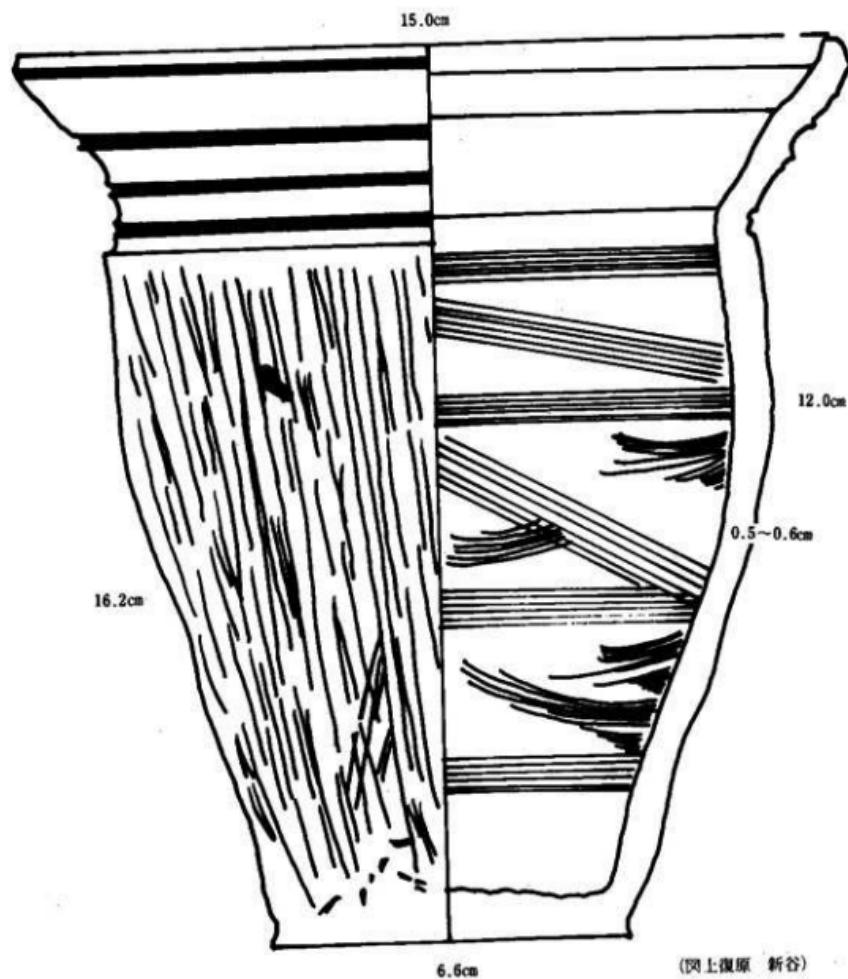


(図上復原 新谷)

このものは一部溶融しており、そこには、ガラス化した溶融物が認められる。また、一部には  
えさらしいものの痕跡も認められる。

以上のことから、窯壁片と考えた理由である。疑って磁石を使ってみたが鉄分の含有はないよ  
うである。

第16図→〔十三・中島遺跡 D-10出土、擦文土器〕(図上復原図) その2



(図上復原 新谷)

## [V] 考察

### (1) 遺物包含層の時代的考察

屏風山地域の砂丘についての研究のうち、本遺跡の考察と関連あるものを二、三略述してみる。水野・堀田・葛西（1968）は砂の粒度および重鉱物組成の特徴から、同地域に分布する砂を第4系の屏風山層、旧期砂丘砂、新期砂丘砂、浜堤砂の4つの型に分類するとともに形成時代を考察し、そのうちの新期砂丘砂は縄文時代中期の風成砂と考えた。

角田・南川（1976）は砂丘地帯南部の新砂丘砂層基底には、縄文時代後期、統縄文時代の遺物を包含するクロスナ層（I層）があるのに対し、砂丘地帯北部ではクロスナ層が挟在しないことや遺跡の年代が新しいことなどから、北部砂丘ほど新しく、砂丘の形成は南部から北部に向って行われたとしている。

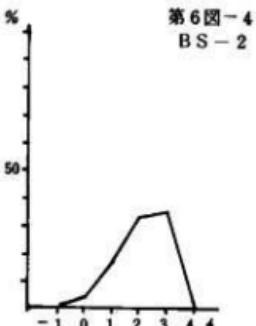
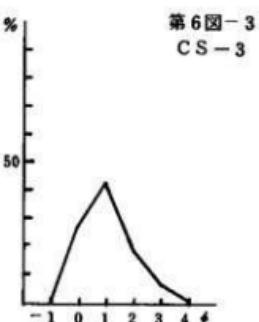
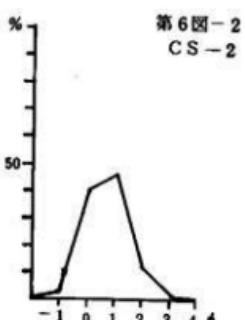
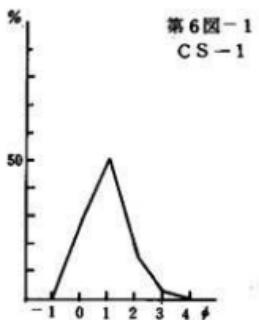
阿部・相馬（1982：弘大卒論MS）は新旧砂丘の比較を粒度、重鉱物組成等から行ない、古風成砂をラミナを有するタイプ等、三つのタイプに分類した。

本遺跡の時代的考察のため、D-1地区の主として遺物包含層から砂を採取し粒度分析を行った。その結果を下表に示す。比較のため、阿部・相馬（1982）による「風成砂の総合特性表」を

層区分	試料採取位置	Peakの粒径(φ)	集中率(%)	中央粒径値Md
II層 (黒色土)	BS-3	1 (2)	49 27	1.09
	BS-2	2 1 3	33 1 36	1.89
III層 (褐色粗砂)	CS-3	1 (0)	44 28	0.62
	CS-2	0 1 1	39 1 45	0.41
	CS-1	1 (0)	51 29	0.58
	CS-1 (細)	2 1 3	33 1 36	1.69
IV層 (灰白色中砂)	MS	1 (0)	52 30	0.60

表-4に掲げた。なお、本遺跡のII層、III層の砂の粒度分析結果を第6図1～4に示す。

[第6図] 第Ⅱ・Ⅲ層粒度分析図



	P ca K(φ)	$M_d$ φ	三 角 ダイ ヤ	その他の特徴
新砂丘砂 (赤タイプ)	1~2 φ	0.8~2	I	ローム層上に存在
古風成砂 (緑タイプ)	2~3	2~2.7	II	ローム層下に存在
ラミナを有する 古風成砂 (青タイプ)	1~2	1.45~1.8	III	ローム層下に存在 ラミナを有する
No. 24 以南の 古風成砂 (深緑タイプ)	1~2	1.9~2.6	IV	ローム層下に存在

表-4 風成砂の総合特性表 (阿部・相馬1982)

以上のデータにより、遺物包含層の時代を考察してみる。

Ⅱ層の試料B S - 3は粒径の集中度(1メートルに49%)中央粒径値M d(1.09メートル)から、阿部・相馬(1982)の特性表による新砂丘砂とみてよいと思われる。

Ⅲ層の試料B S - 2、Ⅳ層のC S - 1(細)は粒径が2メートルと3メートルにそれぞれ33%、35%集中するが、集中が低く、淘汰もよくないことから、水野等(1968)のD型(浜堤砂)に近いと考える。ただし、中央粒径値M dはそれぞれ、1.89、1.69と水野等のM dとはかなり差がある。

M S、C S - 1～C S - 3、の各試料はほとんど粒径1メートルにピークがあり、40%～50%集中している。また、M dは0.41～0.62の値を示し、水野等のB型(旧期砂丘砂)に類似しているかのようにみえる。

しかし、阿部・相馬(1982)の特性表によれば、古風成層のM dは1.45～2.7メートルで粒径は1メートル～2メートルにピークがある。これと本遺跡のM S、C S - 1～C S - 3のM d(前記のように0.41～0.62)を比較すると、その値に大きな開きがあり、B型(旧期砂丘砂)または、古風成層とするには疑問が残る。

そこで地形面から検討してみることにしたい。

津軽平野北部低地帯には、沖積世の最高海水準時に形成されたとみられる旧期砂嘴、沖積段丘がある。

旧期砂嘴は津軽平野北部東縁に沿って直線状に分布し、金木町藤枝、中里町の大沢内、尾別、上高根、今泉などの集落をのせている。

沖積段丘は平野西縁の車力村牛潟部落にみられ、この段丘面を牛潟面と呼んでいる。

金木町藤枝遺跡の発掘調査によれば、藤枝集落をのせるこの旧砂嘴は南北約1km、東西約70m、標高4mの高まりで、基盤は主として、海浜特有の扁平な円形中疊からなる砂疊州である。この扁平な円疊の上部には淘汰のよい汀線付近の堆積物と考えられる砂層が存在していることから、当時の汀線高度は4m程度と推定されるのである。

牛潟面の面高度は5～7mであるが、一部は砂丘砂によって被覆されており、本当の面高度は4～5mである。

両地形の面高度が4～5mと揃っていること、しかも火山灰をのせていないため、沖積世の最高海水準時(縄文海進)に形成されたものと考えられる。

遺跡のある中島は高いところで2.4mしかなく、火山灰を全くのせていないことなどから前記地形と同じ時期かそれ以降に形成されたものと考えたい。従って、Ⅱ層、Ⅲ層は旧期砂丘砂ではなく、縄文時代中期以降の砂丘砂でしかも、浜堤砂もかなり混入したものであろうと思われる。

## (2) 出土遺構(第2・4・6・11・12・13・14図、写真X-3・4)

- 出土遺物のうち、窓壁片は、表面採集であり、かつ原位置を保つものとは考えがたいので上記

のように簡略にし、この項では、遺構について考察を加えてみたい。

☆出土した遺構は、(写X-4、第13・14図)に示す、pit(柱穴)1~7である。それに、第II層・第IV層において生活面が2面検出されたことである。

以下、このpit1~7と生活面について文献史学的面からも考察を加えてみたい。

・まず最初に(D-X区)で検出したpit3(第12図、第13図)は、第II層から掘り込んでおり、また、pit1・2は、第6図に示す第IV層下位に生活面と観察される灰状物質混入層で検出されたことは既に述べたところである。

この灰状物質混入層は、平面に整頓されており、湿性もあって一部のサブトレンチでは、約10~12cmの厚さを保っていた。

・また、(D-11区)においては、第II層下位において、pit4~7を検出した。(第2図、第14図)、このことについても既述したとおりである。

・特に、pit5は、柱穴が切り合っており、一方は太く浅いのに対して一方は細いが深い。

すなわち太い方の柱穴は、支柱的な様相を見せるものである。(第14図 pit5断面図)

また、pit4も、その深さは(-22cm)と、pit5(-26cm)の太い方に近い値を示している。

・さらにpit6・7を観察すると、pit6(-12cm)は浅く、pit7(-36cm)は深く掘り込んでいる。

このように、pit4・5、pit6・7は上記のような関係が認められる。

☆すなわち、これらのpit1~7から導き出される一つの結論は、第II層と第IV層下位に「生活面があった。」という事実である。

・いま一つは、pit4・5とpit6・7には、相関性が認められるし、木炭粒の分布(炭化材の細粒と思われる)が検出されている事実が確認されたことである。

・さらに、いま一つは、(D-X区)のpit1・2・3は、(D-11区)のpit5・6を結ぶ直線に対して、正確に北方(磁北)に位置するという事実が判明したことである。

・そして、さらにもう一つは、pit4~7は一直線(正確に東西に)に並列するという事実である。

これらの四つの事実は、何を意味するものかは、即断はむずかしいのであるが、以下に古文献の記述や、「市浦村に所在する『山王坊』の発掘所見および出土遺物(土師器・擦文土器)を加えながら若干の考察を加えてみることにする。

まず考察を加える前に問題点を項目的に整理してみよう。

---

1) pit3・pit4~7は、第II層で検出された。また、(D-11区)では炭化材の細粒も検出

された。

- 2), pit 1・2は、第IV層下位の灰状物質を含む生活面上で検出され、その灰状物質を含む面は、15~20cmの厚さ（部分的検討）を持ち、平面に整地され、湿性があった。
- 3), pit 4・5およびpit 6・7は近接し、しかも深浅1対で相間々係が認められる。
- 4), pit 5とpit 6の間隔は、約3.08m（約12尺弱）である。
- 5), pit 4・5・6・7は、正確に東西方向へ一直線に並列する。
- 6), この(D-11区)のpit 4~7を結ぶ東西線に対して、(D-X区)のpit 1~3は、これも略正確に磁北約28m延長線上に位置する。

---

やや重複し気味の記述ではあるが、項目的に整理すると上記のようになる。

この事実を如何に解釈すべきかが問題なのである。

つぎに、この1)~6)について若干の考察を加えてみたいと思う。

☆1), 2), については、生活面は2面あることは疑う余地はない。しかし既述の擦文土器は、第II層の生活面から出土しており、第IV層下位の生活面は、年代的に異なるのか、同じ年代の掘り込んだ構築物かは、判断に苦しむが、層位的には古い年代の可能性が強い。

その理由は、層位的に乱れはないからである。(また、古文献の記述にも、構築物には年代差があるようである。→論文Ⅱ)

このように判断できるが、この第IV層から出土した遺物がないので年代的把握は現時点では不明である。

☆3), 4), 5), pit 4・5とpit 6・7は東西に一直線に並び、かつpit 5とpit 6の間隔は、3.08m（約12尺弱）で、両側のpit 4とpit 7は浅く櫛門の可能性がある。(註、加藤孝教授の所見による)

☆6), pit 4~7の直線に対して磁北約28mの地点に構築物があった。このことは、門に対して、中心線を北に（磁北）にとり、建造物を配置する建築様式の慣習が存在した例が「山王坊」で確認されている。《代表者伊東信雄、坂田泉、加藤孝、新野直吉→（山王坊発掘所見）》

その様式の可能性を示唆していないか疑う余地があるようである。この問題は、つぎの機会を待ちたいと考える。

☆つぎに問題としたいのは、古文献に記述される事項および、古地図に示される建築物の配置と発掘結果との比較検証の問題である。

この問題については、筆者は専門ではないので、古文献の記事を掲げ問題提示に止めたいと思

う。

〔参考Ⅰ〕

〔十三城之覚書〕

1) 中島櫓別称伏見館（保延6年→1140年）→（編者註、鳥羽上皇院政時代）

「十三浦之中州福島城に屬す 水軍船引揚之要地也 城櫓二百六十一間 城棟八棟保延庚申（かのえさる）年築工」（第18図その1は年代不詳）

2) 中島城→宝治元年築城（1247年）→（編者註、鎌倉時代・時頼執權時代）〔第18図その2〕

3) 福島城別称視浦館（承保元年→1074年）→（編者註、教通撰閑時代）

「城領半里四方 城棟五十七 城門十二所 出城八方塔二十一棟 権千二百間 銃兵三千六百人 馬一千頭 農奴四千人 水軍船五十八艘千二百人 沖仲師夫三百五人 保食藏米万俵常在諸工師百四十人 其他二百人 承保甲寅（きのえとら）元年築城」

4) 羽黒別称神明館（建長6年→1254年）→（編者註、鎌倉時代・時頼時代）

「城域二丁目方福島城に屬す 城東七棟 城門三所 権百六十五間 其他福島城に屬す 築城建長甲寅年（きのえどら）」

5) 唐川城別称双峯城（永万元年→1165年）→後白河上皇院政時代）

「城領半里四方 城棟四十八棟 城門五所権六百七十間 銃兵千二百人 馬百四十頭 出城六方に塔十棟 永万乙酉（きのととり）年築城 離出城柴崎城及び泊港唐川城に屬す」

以上の記述がある。（市浦村誌一外三郡史）、このうち、1)、3)、4)、5) が「十三城之覚書」の記述にあるとされる。

この諸記事（上記の古書→江戸～明治初期の記録とされる）の真偽を論ずる知識は残念ながら筆者にはない。

しかし、考古学的な立場からは、中島に、2面の生活面があって、この2生活面には、それぞれ構築物の遺構が存在したことは、明確に確認することができたのである。

この2生活面と、それぞれの遺構が、古文献の記事のどれに相当する構築物の柱穴址かは、現時点では不明であり、また後述する出土土器の年代観と矛盾する点もあるように思う。

すなわち、最も古い中島の記録では、既述のように、福島城築城年代が、1074年すなわち、平安時代中頃であり、中島では、1)、1140年～1247年→平安末～鎌倉初期である。

のことと、出土遺物（土師器・掠文土器）との年代観について検討を加える必要があるよう  
に思う。この点については、「出土遺物」について考察を加え、その後に再び述べることにしたい  
と思う。

なお、中島における古文献の記録による構築物等の図をつぎに掲げ参考に供したい。

〔参考Ⅱ〕 (第18図)

☆その1

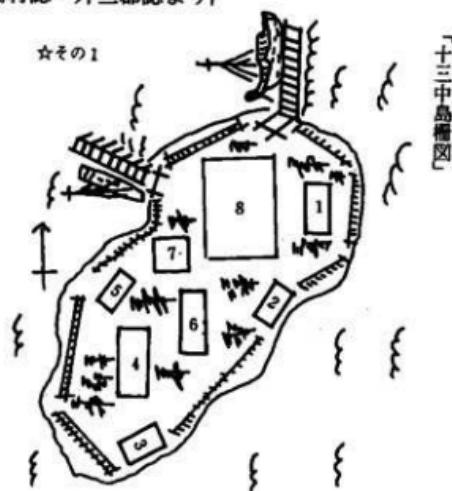
〔十三中島櫛図〕

☆その2

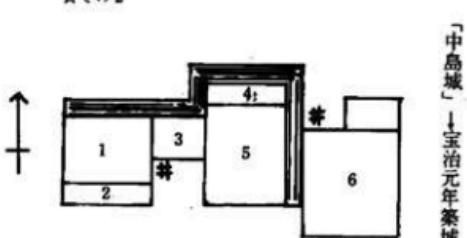
〔中島城〕

〔参考Ⅱ〕 → (第18図) → {市浦村誌→外三都誌より}

①.....客殿
②.....見番
③.....見番
④.....西倉
⑤.....見番
⑥.....中倉
⑦.....詰所
⑧.....中島館



①.....密議殿
②.....君坐
③.....警護
④.....君坐
⑤.....船議殿
⑥.....控殿



### (3)土師器研究小史抄と出土遺物（第17図）

「十三・中島遺跡」は、青森県北津軽郡市浦村大字十三字土佐1-80~81番地に所在する遺跡である。

☆この遺跡は、昭和28年頃に早稲田大学の桜井清彦氏が豊島勝藏氏とともに調査され、出土した土師器類を検討して、「東北北部の土師器型式」第一型式を設定される基礎資料の一部とされたものと言われている遺跡である。（桜井清彦「青森県十三村中島発見の土師器」考古学雑誌40巻1号→昭和29年）

☆出土した土師器は、1) 広口長胴壺形土師器、2) 球形の胴部を有する壺形土師器、3) 内黒の浅鉢に小形の台部をもつ台付浅鉢形土師器、および 4) 底面のまるい有段の壺形土師器、5) 小形の深鉢形土師器等々がセットをなすものとされている。（第17図参考資料）→〔参考3〕そして、その年代は、8世紀すなわち「奈良時代」と述べられている。

また、昭和49年に、「土師式土器集成」を出版された杉原莊介氏等によると、「十三・中島遺跡」出土の土師器を、「館野遺跡」→（青森県名川町）出土の土師器とともに、「晚期I」の土師式土器として分類され、その年代を大よそ8世紀としている。（土師式土器集成4、東京堂出版）

☆これより、15年程以前に（昭和32年）氏家和典氏（宮城県教委文化財保護課調査第一係長）は、「東北南半部の土師器の編年」を提唱され、東北地方南半部の土師器を「第I~第VII型式」に分類された。そして、その年代を4世紀~9世紀以降とされたのである。（平山久夫編、北奥の古代文化・学生社版→昭和50年）

☆いま少し、古文獻の記述を引用しながら、土師器について、日本における古代社会の動きとの関連で考えてみたいと思う。

その理由は、土師器の学史的理義が、本遺跡出土の土師器の理解と、あわせて、これも本遺跡で今回出土した「擦文土器」を理解する上で有効であると考えるからである。

それ故、つぎに掲げる、〔参考IV・V〕を紹介し、杉原、桜井、氏家各氏の学説を記し、それらの編年表を掲げながら考察を加えてみることにする。

### ☆参考

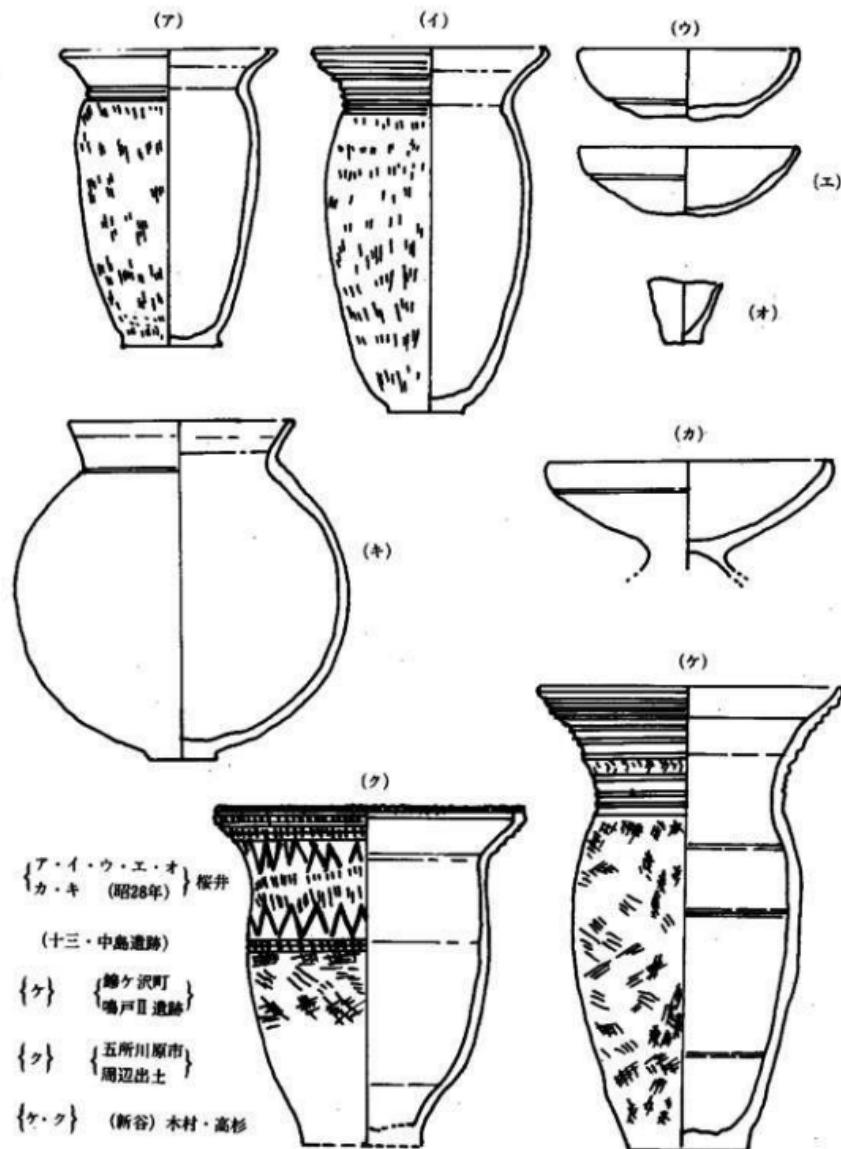
#### 〔参考IV〕 土師器について

われわれが日常手にする土師器は、縄文式土器や弥生式土器と異なり全国的に齊一性を持っていることが特徴である。

この齊一性は、みちのくといわれたわが青森県においても例外ではない。

しかし、われわれの住む青森県には、大和国家の前進基地としての城柵もなく、いわゆる古墳

[参考Ⅲ] → (第17図) ← {ア～キ=櫻井、ク・ケ=(新谷)}→木村・高杉



文化の象徴とされる古墳そのものも詳らかではない。

しかし、全国的な広がりにおいて齊一性を持つ土師器の出土量や住居跡の数は枚挙に困らない様相である。すなわち、東北に古墳文化が移入された時期を大和文化の区分に従って述べると次に示す四波に分けられるという。

- ・第一波…古墳造営……前期古墳の成立期
- ・第二波…群集墳……後期群集墳の成立期
- ・第三波…横穴墓制の伝播現象
- ・第四波…仏教寺院伽藍の成立

この1~4波あるいはその影響が何んらかのかたちで、次第に北上してきたことは歴史の流れとして明らかにとらえられる。

この歴史の流れが東北北半、特にわれわれの住む青森県にどのような影響を与えたかは単純には言い難い。しかし時間的なずれはあるとしても何らかの影響を与えたことだけは確かであろう。

土師器の研究は、上に述べた大和文化の北上の様相や当地方に与えたその影響のあり方を追求していく手だて、すなわち、歴史学研究の方法としての考古学的研究でありその手段としての土師器研究なのである。この研究態度をわれわれは失ってはならないことを銘記しなければならない。

この基本姿勢をおさえてまず最初に「土師器」の用語を文献によって探ってみようと思う。

「土師器」という用語は相当古くから使用されていたようである。

この文字が文献にあらわれてくるのは、「延喜式の主計式」にあらわれる。延喜式は、延長5年(927)の醍醐天皇の御世に完成したものとされている。「土師器」をどのように読んでいたかは、朱雀天皇の承平年間(931~937)に編纂された「倭名類聚抄」の瓦器類に陶器を「須恵字都波毛乃」と書かれている。したがって土師器は「波之字都波毛乃」→はしのうつはもの→と読むのが正しいといわれているようである。

そしてこの土師は、地名にもあらわれ、また、土師部(はにしへ・はしへ)のように部(べ)の名でもあった。すなわち、この部は労働集団、または職業集団の組織であって、時期による差はあるとしても古代日本においては生産の中心をなす存在であったとされているところである。

すなわち、土師器の生産はかなり古い時代から一集落における自給自足という生産形態ではなく、つねに部すなわち職業集団(労働集団)によって生産され流通されたと考えられている。

部という職業集団(労働集団)が大化の改新(646)による中央集権国家の成立、いわゆる律令体制の中で、土師氏等の氏や姓を含めて種々の内的・外的な変質があったことは容易に推測されるところであるが、技術集団、または職業集団的存在としての性格は後世まで続いたのであろう。

しかし、律令体制に組みこまれた歴史的事象としての要素がうすい本県においては、どのよう

な社会体制の中において労働・または職業集団としてありえたのか、また自給自足の生産形態をとらないとすれば、どのような流通のメカニズムが存在したかは大きな研究課題であろう。

なお須恵器についても土師器と同様のことが言えるのであり、本県においては、古式土師器の出土が少ないとからその研究は停滞せざるを得ない現状である。

このような歴史学上の諸問題を抱えながら、いくらかでもその一端を解明しようとするのがわれわれの現在の立場ではないだろうか。

われわれは、これらの諸問題について充分な解明はできなくとも、せめてこの立場に立って基礎研究を積み重ねていきたいと願う。

それでは、つぎに土師器の編年、または年代について先駆的研究成果を引用してみよう。

土師器の編年とその年代についてはつぎの著作がある。

「土師式土器集成」を編纂された杉原莊介氏等は「土師式土器」の項（本編I、P11）につぎのように述べられている。

「いま、ここでは土師式土器の使用された時代を分けて、各時期の設定をしておきたいと思う。まず、東日本において五傾式土器といわれるような土器などの用いられた時期を前期、ついで和泉式土器といわれるような土器などの用いられた時期を中期、また鬼高式土器といわれるような土器などの用いられた時期を後期、なお真間式土器といわれるような土器などの用いられた時期を晩期Ⅰ、さらに国分式土器といわれるような土器などの用いられた時期を晩期Ⅱとしよう。…中略…、それらの土器の編年関係も現在では多くの発掘調査の結果を経て、以上の如き順序も実証されている。

また、それぞれの時期の年代については、…中略…、大略のこととして、前期は4世紀、中期は5世紀、後期は6・7世紀、晩期Ⅰは8世紀、晩期Ⅱは9世紀として年代的位置を与えることができると思われる。

これによって、土師式土器の行われた前期は、前期古墳の時期に、その中期は、中期古墳の時期に、その後期は、後期古墳の時期にそれぞれ相応し、そして、その晩期Ⅰは奈良時代、その後期Ⅱは平安時代初期にそれぞれ相応するであろう。

また、社会状態との関係からすれば、土師式土器の前期は部（ペ）出現以前に、その中期は部出現の時期に、その後期は部の最盛期に、その晩期は大化の改新後の中央集権が成長する時期に当たるとしてよいであろう。…略…。」

と述べておられる。そして青森県内の遺跡出土の土師器のうち、三戸郡名川町館野遺跡出土のもの、および北都市浦村十三湖中島遺跡出土の土師器を晩期Ⅰとし、大館森山（鰐ヶ沢町）、内真部（青森市）、浮橋（鰐ヶ沢町）、鮎崎（市浦村）、森越（三戸郡）、福田（三戸郡）の各遺跡出土の土師器を晩期Ⅱとして集録している。

このように、杉原莊介氏は土師式土器の時代を、前・中・後・晚期Ⅰ、Ⅱに大きく分類され、それぞれ4～9世紀として大略の年代を与えていた。(筆者註、杉原氏の上記の文を表に整理したのが表2である。)

表2 (杉原莊介、土師式土器集成、本編I・P11より引用)

世紀	四世紀	五世紀	六・七世紀	八世紀	九世紀
土師器の時代	前期	中期	後期	晚期Ⅰ	晚期Ⅱ
型式 (東日本)	五領式土器	和泉式土器	鬼高式土器	真間式土器	国分式土器
青森県 (遺跡名)				館 十三 野 中島	内浮鍊 大 館 森 山 部 構 崎 他
歴史的事象 (時期)	前期古墳	中期古墳	後期古墳	奈良時代	平安時代初期
社会状態	部の出現以前	部の出現時期	部の最盛期	(大化の改新後の中央集権) (が成長する時期)	

以上のように上述した文を整理して表2として掲げた。

しかし、この各時期設定の年代観は、東日本という広い視野から大略として述べられたものであり、東北地方という視野、または青森県というフィールドで考えたとき多少問題が生まれるようである。

このことについては、つぎに述べることにする。

(新谷記)

#### 【参考V】土師器の編年と須恵器の年代について

土師器の編年研究は、東北北部と南部ではその研究に相当な開きがあるようである。特に青森県においては、桜井清彦氏の設定された「東北北部における土師器型式」がある程度で、それ以後殆んど研究が進んでいないという現状である。ごく最近になって大がかりな発掘調査がすすめられる中で次第に編年研究を心がける研究者が増えつつあるようと思われる。

そこで、つぎに示す表を掲げ現段階における編年研究の現状を最初に概観しておきたいと思う。

【表3 東北地方土師器編年表】

(北奥の古代文化、平山久夫編、学年社版 P164より)

つぎに掲げた編年表は氏家和典氏が昭和32年頃、東北南半部のものとして提唱されたものであ

る。この編年表でわかるとおり、東北南半部では第Ⅰ～第Ⅶ型式に分類され、その実年代もそれぞれ4～9世紀以降とされている。しかし「東北北半部（青森県を含めて）」では既述のように第Ⅰ型式～第Ⅱ型式に大別されるのみである。

なお、桜井清彦氏は、第Ⅰ、第Ⅱ型式をそれぞれさらに4つ程に分けられているようであるが、筆者にはその詳細は不明である。

いずれにしろ、東北南半部でいう第Ⅴ型式（栗園式Ⅰ、Ⅱ式）および第Ⅵ型式（国分寺下層式）に対比されるのが東北地方北部における第Ⅰ型式であろう。

また、表の示すように、第Ⅱ型式は南半部における第Ⅶ型式（国分寺上層式）に対比されるものとされている。

表3 東北地方土師器編年表

九世紀以降	八世紀後半	八世紀中葉	半（八世紀前半）	七世紀後半	七世紀前半	六世紀	五世紀	四世紀	実年代
Ⅶ	Ⅵ	Ⅴ	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ			型式
上國分寺 ⑦式	下國分寺 ⑥式	栗園式 ⑤	住社式 ④	引田式 ③	式南小泉 ②	塙釜式 ①			地南半部
沢秋子 ⑩式	堂權現 ⑨式	Ⅱ I					寺永福 ⑧式		城部北半
須恵器 第二型式		第一型式 （北海道） →	擦文土器 →						青森県 (桜井)

また、最近本県においても第Ⅰ型式より古いと思われる土師器も多少の出土を見るようになって来たとされているが未だ型式設定の段階には到達していないようである。

われわれの住む津軽平野、特にその半島部西側では、第Ⅰ型式とされる土師器の出土する遺跡は少なく、既述した北都市浦村十三湖中島遺跡・館野・五所川原市飯詰大坊・同市第39地点、および西郡鰐ヶ沢町鳴戸Ⅱ遺跡があげられる程度であって現在判明している遺跡は少ない。

それに対して第Ⅱ型式とされるロクロを使用し、須恵器を伴う土師器の出土する遺跡は至る处にあると言っても過言ではない。

この第Ⅱ型式に属する土師器は、編年表では9世紀以降（筆者註→杉原氏は晩期Ⅱを平安初期

とされる)とされてはいるが、その下限そのものは未だ明らかにされていないところである。

表3として掲げた編年表のうち、つぎに実年代について多少ふれてみたい。本県では現在明確な根拠のもとに実年代をとらえる段階には到達していないと言つてよいのであろう。

東北地方南部および秋田県までは、〔参考I〕に述べた第1～第4波としての歴史の流れの中における事象（古墳、寺院城柵等）との関係において、ある程度の精度をもつて実年代の推定は可能とされているが、東北北半、特に本県においては、このような歴史的事象との関連において考察する立場をとれない難点を有している。

このこと自体がまた本県の特殊性であり、本県における土師器文化の性格を物語るものとされよう。

すなわち、土師器文化の伝播方式が、政治的、社会的制度（律令体制）の北進としてとらえられるのか、または、単に技術の伝播としてのみとらえなければならないのかまたは、技術集団の移住として捉えるべきなのかが問題となろう。

本遺跡出土の土師器には、須恵器は伴出しない。

上掲の編年表では、第二型式の土師器は9世紀以降とされてはいるが、9世紀以降のどこに位置づけるかが現在問題なのである。

本県における研究者の多くは大勢としては11世紀に位置づけているようである。筆者もまた同様であるが、東北南部の研究者によれば、「年代を下げすぎる」との批判もあるようで、ほぼ10世紀に位置づけたい考えのようである。

多少本論外であるが、この実年代を考えるにあたっては、伴出する須恵器の実年代の考察とあわせて考えなければならない。

北限とされる須恵器の登り窯である五所川原市前田野目（鞠の沢、砂田等）の窯址は、坂詰秀一氏の所説として、「中世的性格を有する須恵器窯」による所産の須恵器として、「平安末～鎌倉初期」という推定年代が与えられている。

しかし、これに対しても「年代を下げすぎる」の批判が南半部の研究者やその他の研究者にもあるようである。

以上、土師器の編年と須恵器の実年代についての研究動向の一端にふれてみた。

これらの研究動向をふまえながら、いま一つ土師器制作における制作技法の問題から年代観についてふれてみよう。

#### ●「ロクロの使用について」

土師器の制作においてロクロの使用という制作技術の転換は、土師器文化の中でも画期的意味を持つものであろうが、ここでは、土師器の年代、または型式觀に限定して述べることにしたい。

ロクロによる成形（整形）と糸切り底の出現は、土師器（須恵器）の制作技法として一つの技

術革新とも言える。したがってこれに着目して型式の大別をしたり、その制作年代を考察する要素になりうるものとされている。

上掲した表3において、東北北部の土師器型式第Ⅰ型式とされる土師器には、ロクロの使用痕、あるいは糸切り底のものはないとしており、第Ⅱ型式には存在すると云われる。(筆者註→糸切り底は、ロクロより环などを切り離す際、糸を用いて切るため、渦状の縞模様ができるので糸切り底という。但し回転した状態では渦状に、静止状態では平行気味にあらわれる。)

本遺跡出土の土師器のうち环形土師器片には底部ではなく、糸切り痕の有無は不明なるも、回転ロクロによる痕跡を認めることができる。

ところで、このロクロ使用痕(糸切り底を含めて)の発生年代を先学の所説によってつぎに考察してみよう。

氏家和典氏は、宮城県地方では「奈良朝中心、奈良朝後半に中心をおく瓦群に伴う須恵器には糸切り底は伴わない。また土師器に関しても、国分寺創建時代には糸切り底は使われていない。少なくとも9世紀にならないと出て来ない。」(北奥の古代文化P180~181)と述べられ、また同書(P182)で桜井清彦氏も、「北の方で糸切りの出土しているのはやはり現在の資料では、9世紀以降というふうに考えざるを得ない…。」と述べられている。多少の異論もあるようではあるが一応大勢としては、ロクロの使用と糸切り痕の年代は、いまのところ平安時代ととらえてよいのであろう。

以上、[参考IV・V]において、杉原・桜井・氏家各氏の学説の一部を紹介したのであるが、本遺跡出土の土師器(写X-3-1~10)は、底部を欠くが、环形土師器は、ロクロの回転による整形痕を認めるので、杉原莊介氏の言う「晩期Ⅱ」桜井清彦氏の言う「第二型式」の土師器と判断できるように考える。したがって、その年代を平安時代中期以降と考えたいのである。(出土層位は、第Ⅲ層上位であるが)

のことについては、つぎの「擦文土器」について述べた後、再び考察を加えたいと思う。

#### (4) 擦文土器について (第15・16図、写X-3・4)

●さきに述べたように、本遺跡で出土した2個体の土器は、擦文土器とすべきか、土師器とすべきかが議論のわかれるところであるが筆者は、一応擦文土器として述べることにする。

この2個体の土器の詳細については、[IV]でふれたので省略するが、ここではその年代観・および擦文土器の出現について考えてみたいと思う。

●元来、擦文土器は、その分布の濃密地帯は北海道にあるとされているが、当青森県を含めて、

東北地方北半部に分布されるものようである。

擦文土器の出現は、北海道に土着の土器が、北上してきた土師器文化が海を渡り、從来からあった北海道に土着の土器文化と接觸して生まれたものとされているところである。

したがって擦文土器の発生地は、北海道にあるとされているのが一般的見解である。

この北海道で発生した擦文土器は、今度は逆に北海道から南下して来るようになるとされている。本遺跡出土の擦文土器もこの北上、南下という文化交流の中のものと考えてきたのが、定説であるように思う。

●この2個体の土器は、桜井清彦氏の設定された「第一型式」の土師器と類似することは否定できないものであり、年代的には、ほぼ同一の時期と捉えてよいように考える。すなわち、桜井清彦氏の提唱による「東北北部における土師器型式」第一型式に併行する年代「7世紀後半～8世紀前半→奈良時代」という一般的年代を与えることが可能であろう（表3参照）また、杉原莊介氏のいう「晩期I」に該当する年代を与えることも可能である。

しかも、この本遺跡出土の擦文土器は、擦文土器としては古い型式に属するように考えられる。その特徴は口頸部に施文された8条の平行沈線文にある。この口徑部に平行沈線文をめぐらすグループは、当地方では、「鳴戸II遺跡」→（第17図）出土の擦文土器（高杉・木村、北奥古代文化第7号→昭50年）、および北海道石狩底地帯を中心に、南は東北地方北部、北は北海道東部にも分布すると言われるところである。

しかし、この平行沈線文をモチーフとするグループを「土師器」とする見解（齊藤1967、佐藤1972）、または「擦文土器」とする見解（石附1968、菊池1970）がある。

この両様の見解とは別に、筆者は、一つの文化圏を想定する立場（北部日本海文化圏）から、桜井氏の言う第一型式の土師器と接觸融合したものとして、「擦文土器」の名称を用いたのである。

そこで、桜井清彦氏が調査された昭和28年に同行の発見者の言によると、「漆黒土層」が狭い範囲にあり、そこから出土した、と言われている。（青森県市浦村中島発見の土師器－考古学雑誌40-1→前掲）今回の調査においては、第II層とした黒土層が、多分それに該当するものと考えられる。（第6図参照－他に漆黒土層に該当する層はない）。したがって、出土層位は、同じと考えることが可能である。しかもこの第II層とした黒土層は深い地点で約2.5m、浅い地点で約50～60cmの深さにD1～Dn・D-X・X-2の各トレンチ、グリットに、ほぼ正常に所在したのである。すなわち、中島の北西に面する一帯と島の中央部には正常に堆積しており、一つの生活面を形成していたと考えることが可能である。（第2図、第6図、第7～12図参照）

この同一層位出土である桜井氏の調査による。壺形土器、甕形土器、鉢形土器、环形土器、高环形土器は、今まで一つのセットであるとして扱われて来たように思う。

そのことについては、杉原氏は、「晩期I」の仲間として扱い。桜井氏も同様に「土師器」とし

て第一型式とされているところである。

筆者は視点を変えて、桜井氏の言う第一型式の土師器と共に初期擦文土器として捉えたいのである。このことについては、最近平山久夫氏も提唱されている。(平山久夫・渡島文化圏—北奥古代文化第14号参考—昭58)

そして、十三・中島遺跡出土の従来一セットとされてきた。壺形・甕形・鉢形・壺形・高壺形土器のうち、甕形土器を筆者は擦文土器と捉え、今回出土の広口長胴甕形、深鉢形土器を加え、第一型式の土師器と擦文土器とが共存する遺跡と考え、第一型式の土師器と初期擦文土器とを合わせたセットに考えを変えたいものと提唱したいのである。(なお念のため申しそえるが、桜井氏の調査地点と今回の(D-10区・D-11区は、5mとは離れていない地点と思われる。)

また、既述した「鳴戸II遺跡」出土の擦文土器(北奥古代文化第7号—高杉・木村—昭50年)には、表採ではあるが有段の壺形土師器片を伴っていると言う。この遺跡も第一型式の土師器と初期擦文土器とが共存する可能性があるようである。(県立郷土館木村鉄次郎氏の教示による。)

すなわち、鰐ヶ沢町「鳴戸II遺跡」や市浦村「十三・中島遺跡」は、両者(土師器と擦文土器)が共存関係にある遺跡のように考えられる。そのことは、北日本と北海道西岸地帯を含む北日本海の文化圏を予測することが自然であり、土師器の北上、擦文土器の南下という捉え方ではなく、両文化の混合する北日本海西岸の一文化圏の特質として捉えることが地理的面からも自然な姿であると考えるのである。御批判を賜りたい。

#### (5)総括的考察

●加藤教授の論文、豊島勝藏氏の永年蓄積されてきた文献史学的研究を加えさせていただいたのに感謝申上げたい。

編集の意図は、加藤教授の論文によって、広い視野に立って大所・高所より研究をすすめる研究姿勢をとりたいという示唆を得たい意図からであった。

また、いま一つは、豊島氏の論文によって、「十三・中島遺跡」の性格上、文献史学的研究成果と考古学上の発掘成果との接近を図りたい意図だったのである。

さらに、生活舞台としての十三湖の自然科学的環境の理解もまた大切な要素として捉えていくのである。そのことについては、〔V〕-(1)においてふれてきたので省略するが、研究姿勢としては、本遺跡においてはこのような立場をとりたいと願ったのである。

●つぎに遺構について考擦を加えてみたいと思う。既述のように検出した遺構は、二面の生活面と、その生活面に所在する「柱穴状ビット」の検出であった。

「柱穴状ビット」そのものについては、発掘を手がけて来た者にとっては特に珍らしいことで

はない。問題は、この解釈にかゝる問題であり、また価値観の問題なのである。

すなわち、文献に見られる櫛と柱穴状-pit の関連の有無、生活面と構築物との問題とその年代に関する捉え方、さらに文献の記述の実証にかゝる問題等々である。

筆者等は、これらの問題について浅学にして結論を導き出す力をもっていないのであるが、資料提供の責任は果たし得たものと考えている。

○一つは、当中島遺跡の発掘結果では、年代を異にして生活面を二面検出したこと、いま一つはこれらの生活面それぞれに構築物が所在したことの事実である。

これらの事実は、それぞれの研究分野において、どのように活用していただけるか期待するところである。

●つぎに出土遺物について若干の考察を加えてみる。

出土した遺物は、2個体に復原できた「擦文土器」と約10片の土師器片（壺形、斐形）である。

○復原した2個体の擦文土器としたものについては、既述のように、基本層序図（第6図）で述べたⅡ層すなわち黒土層出土である。

この2個体については、既述したように、第一型式の土師器と擦文土器が混合した文化圏を想定して、その所産としての擦文土器として述べてきた。また、桜井清彦・杉原莊介両先駆による型式分類、すなわち、土師器第一型式の一セツトとする考え方、ならびに、晚期Ⅰとする考え方に対して、土師器と擦文土器に分類しながら混合する文化圏の所産として共存する特質を有するものとの考え方を提示した。御批判を賜わりたいと思う。

○他に、約10片の土師器片が出土した。そのことについては、〔Ⅲ〕—〔表Ⅰ〕に述べてあるが、これらの土師器片は、主として第6図基本層序図に示すとおり、第Ⅲ層上位に包含されていたものである。

器形は、斐形、壺形の土師器片であるが若干問題を含んでいるように思う。

●すなわち、第Ⅱ層に第Ⅰ型式の土師器とそれに共伴する古い方の擦文土器、第Ⅲ層上位（第Ⅱ層下約6~10cm）に第Ⅱ型式に属する斐形、壺形土師器片の出土と云う矛盾である。

このことについては、早急に結論をだせないのでつぎの機会まで保留したいと考えている。

以上簡単ではあるが私見を述べて考察としたい。なおここで特に強調したいのは、「十三・中島遺跡」の研究は、その研究の第一歩を踏み出した点である。当遺跡の研究の前進は、「山王坊」の研究とともに、中世史の解明に将来大きな価値を有するものと思われるところである。次回の発掘に期待することが大である。

## [IV] おわりに

津軽の古代史研究に、そして中世史の解明には避けて通ることができない安東氏の研究に、その根据地である市浦村の「十三・中島遺跡」の発掘を担当する機会に恵まれ、多くの先学者達が望んで果たせなかった夢が実現でき、歴史学（考古学）を志す者にとって誠に幸運であったと、市浦村当局の方々に深甚の謝意を捧げたいと思う次第である。

発掘の結果は、土師器片10片、生活面2面、擦文土器2個体、遺構としての柱穴状 pit 7という成果であったが、その成果の及ぼす影響が極めて大きいものがあると確信している。

特に、文献史学的に今回の発掘成果をどのように解釈し、評価していただけるかが期待されるところである。

また、東北学院大学教授加藤孝先生の論文、および豊島勝藏氏の論文をいただき、さらに、弘前大学教授村越潔氏の御指導、昭和鑿泉株式会社土質研究所の御好意による粒度分析結果もいただき、考古学、文献史学、自然科学の三分野から「十三中島遺跡」を追求することができた。各先學に心から謝意を表する次第である。

さらに、種々御指導を賜った青森県文化課、県立郷土館の方々にも謝意を表します。

「十三・中島遺跡」は、津軽安東氏の水軍根據地、すなわち「水城」とも言われる重要な遺跡である。各位の御指導によって、発掘隊は、その一端を確認できたと信じている。これも諸先學各位の御指導と村当局の御厚情によるものと感謝申しあげるとともに、報告書の内容に誤りがあれば、編集・執筆を担当した筆者等の力量不足と御叱正の上、御指導を賜わりたいと願うところであります。  
(1984. 6. 20 新谷・川村記)

## [参考文献]

- |                        |                      |       |
|------------------------|----------------------|-------|
| 1) 桜井清彦                | 考古学雑誌40巻1号           | 昭和29年 |
|                        | 「青森県十三村中島発見の土師器」     |       |
| 2) 杉原莊介<br>大塚初重        | 「土師式土器集成4」 東京堂出版     | 昭和49年 |
| 東北学院大学 加藤孝             | 「山王坊跡発掘調査報告講演」       | 昭和57年 |
| 3) 東北大坂田泉<br>秋田大学 新野直吉 | 市浦村教育委員会主催 北奥文化研究会記録 |       |
| 4) 平山久夫編               | 「北奥の古代文化」 学生社版       | 昭和50年 |

- 5) 豊島勝藏著 「津軽外三郡誌年表」市浦村史編纂委員会  
昭和56年
- 6) 高杉博章 「北奥古代文化」第7号 北奥古代文化研究会  
昭和56年
- 木村鉄次郎
- 7) 平山久夫 「渡島蝦夷及渡島文化圏」北奥古代文化研究会  
昭和58年
- 8) 坂結秀一 「津軽・前田野目窯跡」五所川原市教育委員会  
昭和43年

### 十三・中島遺跡

・発行年月日 昭和59年6月20日

・発 行 者 青森県北津軽郡市浦村教育委員会

・編 著 者

日本考古学协会会员 新谷 雄藏  
日本地学教育研究会会員 川村 真一

・印 刷 所 (株)西北印刷

